

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2－2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容											
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定				
基本施策 (1) 地域におけるネットワークの強化																	
① 関係機関等の連携体制の構築																	
1	28	ア	自殺対策推進会議	保健・医療・福祉・教育等の関係者・関係団体や学識経験者を構成員とする自殺対策推進会議を開催し、関係機関や民間団体等が課題を共有し、緊密に連携して自殺対策を総合的に推進する体制を構築します。	関係機関が連携・協力して総合的な自殺対策を推進する。	1回／年	1回／年	A	適切なPDCAサイクルの実行のため、会議の早期開催等を含め引き続き調整する。	1回／年 令和7年10月21日開催	1回／年	1回／年	3回／年 ※第3期計画策定期年度のため				
2	28	イ	自殺対策検討委員会	担任副区長を委員長とし、区内の保健・医療・福祉・教育等の関係部署を委員とする検討委員会を開催し、各分野の部署が連携を図り、包括的かつ効果的に自殺対策を推進します。	府内関係部署が連携・協力して総合的な自殺対策を推進する。	1回／年	1回／年	A	適切なPDCAサイクルの実行のため、会議の早期開催等を含め引き続き調整する。	1回／年 令和7年12月23日開催	1回／年	1回／年	4回／年 ※第3期計画策定期年度のため				
② 各種相談窓口の連携																	
3	28	ア	NPO法人が実施する自殺対策SNS相談事業との連携	NPO法人が実施する自殺対策SNS相談事業の相談者に対して、保健師とNPO法人が連携して支援に取り組みます。	区とNPO法人が連携し、相談者に寄り添いながら適切な相談機関につなぎ、相談者が抱える生きづらさ等の課題の課題の解決を図り、自殺予防につなげる。	NPO法人と保健予防課および保健相談所が連携して支援を実施	6件／年 NPO法人と保健予防課が連携し、適切な相談機関につなぐ。また、相談機関で支援を実施した。	A	引き続きNPO法人と保健予防課および保健相談所が連携し、適切な相談機間につなぐ。また、引き続きNPO法人の相談窓口の周知を行う。	NPO法人と保健予防課および保健相談所が連携して支援を実施	NPO法人と保健予防課および保健相談所が連携して支援を実施	NPO法人と保健予防課および保健相談所が連携して支援を実施	NPO法人と保健予防課および保健相談所が連携して支援を実施				
4	28	イ	相談窓口への同行等による切れ目のない支援	複数の問題を抱えた区民や外国人からの相談に対し、まずは相談を受けた職員がその人の話を聞きとり、悩みを受け止め、その窓口でできる支援を行います。必要に応じて適切な次の相談窓口へ同行するなどにより着実につなぎ、関連部署が連携して支援を行います。	相談者の二重説明等による負担の軽減や複合的な支援により、自殺リスクの軽減につながる。	実施	(1)職員向けゲートキーパー養成講座の実施 (2)適切な相談機関につなぐための支援者向けの手引きの作成、周知をする。	A	引き続き職員向けゲートキーパー養成講座の実施および支援者向けの手引きの作成、周知をする。	実施	実施	実施	実施				
5	29	ウ	支援関係機関の調整	複合的な課題を抱える世帯への支援にあたり、関係機関の連携がうまくいかない場合は、区の連携推進担当が調整を行います。連携推進担当は、関係機関を招集して調整困難ケース検討会議を開催し、支援プランや役割分担を決定します。	調整困難ケース検討会議等を通じて、複合的な課題を抱える世帯への支援体制を強化することにより、課題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図る。	実施	実施 ・調整困難ケース検討会議数 13回	A	連携推進担当に相談する支援関係機関に偏りがある。他にも潜在化している調整困難ケースがあると思われるため、さらなる事業周知が必要。	実施	実施	実施	実施				
6	29	エ	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域福祉コーディネーターを増員し、区内4か所の「ボランティア・地域福祉推進センター(コーナー)」に配置します。区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問を実施するほか、相談に応じ、適切な支援につなげます。	ひきこもり等の複合的な課題を抱えながら支援が行き届いていない方を早期に発見し、適切な支援につなぐことで、自殺リスクの軽減を図る。	充実(コーディネーターの増員)	充実 ・コーディネーターの増員 2名→4名 ・支援関係機関等へつないだ件数 66件	A	支援対象者の年代は若年層から高齢者まで幅広く、多様な課題やニーズへの対応が必要。	実施	実施	実施	実施				
7	29	オ	どこに相談してよいかわからないう方の相談窓口	ひきこもりや社会参加の難しさなど、どこに相談したらよいかわからない不安や悩みごとの相談に、「ボランティア・地域福祉推進センター(コーナー)」の地域福祉コーディネーターが応じます。お困りごとを一緒に考え、区内の各相談窓口や居場所を調べてつなぎます。	ひきこもり等の複合的な課題を抱えながらどこに相談したらよいかわからない方を、適切な支援につなぐことで、自殺リスクの軽減を図る。	充実(コーディネーターの増員)	充実 ・コーディネーターの増員 2名→4名 ・延べ相談件数 4,842件	A	相談の半数以上がセンター(練馬)に集中している。他の3か所のコーナー(光が丘・大泉・関)の周知が必要。	実施	実施	実施	実施				

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2-2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容											
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定				
基本施策 (2) 自殺対策を支える人材の育成																	
① 関係機関、関連職種、区民等を対象とした研修																	
8	31	ア	区民向けゲートキーパー養成講座	自殺を考えている人のサインに気づき、話を聞き、専門機関や医療機関につなぐなど、支援を担うための人材を育成するため、区民向けゲートキーパー養成講座を実施します。また、つながるカレッジねりま（福祉分野）のなかで、自殺対策やゲートキーパーの役割等について学ぶ授業を行います。	ゲートキーパーの役割等について広く周知することにより、地域において見守る体制の充実が図られ自殺予防につながる。	(1)つながるカレッジねりま（福祉分野）の受講生に対し、ゲートキーパー養成講座を実施 (2)区民向けゲートキーパー養成講座の実施	(1)つながるカレッジねりま（福祉分野）の受講生に対し、ゲートキーパー養成講座を実施した。 令和6年12月10日（火） 参加者数：計28名 カレッジ生：18名 オンライン受講生：10名 (2)区民向け講座を実施した。 令和6年7月11日（木） 参加者数：計39名 対面：15名 オンライン：24名 令和7年3月25日（火） 対面：40名	A	(1)講座の内容について、カレッジ生へ受講アンケートを実施した結果、受講生からの評価は高かった。つながるカレッジねりまの公開講座として、区報や区ホームページで幅広く周知した。 事業の趣旨、内容等について、十分な理解を得られるよう引き続き周知を行う必要がある。 (2)区報の主要記事と抱き合せで参加者募集を募った。また、次年度のゲートキーパーフォローアップ講座の参加につながるよう周知を継続する。	(1)つながるカレッジねりま（福祉分野）の受講生に対し、ゲートキーパー養成講座を1回実施 令和7年12月10日（水） (2)区民向け講座を2回実施 令和7年6月10日（火） 参加者数：28名 令和8年3月12日（木） ゲートキーパーフォローアップ講座を1回実施 令和8年3月24日（火）	実施	実施	実施	実施			
9	31	イ	若年者向けゲートキーパー養成講座	区の若年者の主な死因は自殺となっています。若年者のゲートキーパー育成を強化するため、高校生向けに役割を学ぶための講座を実施します。	ゲートキーパーの役割等について広く周知することにより、地域において見守る体制の充実が図られ自殺予防につながる。	高校生向け講座を実施 令和7年3月14日 都立練馬工科高校向け 1年生：132名 2年生：134名 教員：12名 令和7年3月19日 都立第四商業高校向け 2年生：142名 教員：8名	令和7年3月14日 都立練馬工科高校向け 1年生：132名 2年生：134名 教員：12名 令和7年3月19日 都立第四商業高校向け 2年生：142名 教員：8名	A+	若年者の自殺者数が増えていることを踏まえ、当初の計画に加えて、高校生向けのゲートキーパー養成講座を追加で1回実施したため、評価を「A+」とした。 高校生が授業内で講座の受講ができるよう、引き続き出張型講座を計画する。	実施 令和7年12月22日（月） 都立第四商業高校向け 令和8年3月17日（火） 都立練馬工科高校向け	実施	実施	実施	実施			
10	31	ウ	経営者等向けメンタルヘルスケア講座	区内経済団体と連携して、経営者、労務担当者を対象としたメンタルヘルスケア講座を実施します。	「働き盛りの男性」の周囲にいる方が本人の変化に早期に気づき、相談機関につなげられるようにする。	開始 (年間30人)	令和7年2月25日 受講者数：計48人 対面：18人 オンライン：30人	令和7年2月25日 受講者数：計48人 対面：18人 オンライン：30人	A+	区内経済団体のほか、介護・障害福祉サービス事業所等にも事業周知を行うことで、当初の計画を上回る人数（予定30人⇒実績48人）が受講したため、評価を「A+」とした。 開催時期・開催曜日・周知方法・講座内容等を検討し、受講者を増やす仕組みづくりが必要である。	実施 令和7年10月10日（金） 参加者数：53名	実施 (年間30人)	実施 (年間30人)	実施 (年間30人)			
11	31	エ	教員向けゲートキーパー養成講座	自殺の危険性の高い児童・生徒に気づいたときの対応方法などについての普及啓発を実施するため、教員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	ゲートキーパー養成講座を受講することで、自殺の危険性の高い児童・生徒への早期発見につなげていく。	生活指導担当者連絡会において、生活指導担当教諭等を対象に実施 令和6年9月24日 参加者数：101名	生活指導担当者連絡会において、生活指導担当教諭等を対象に実施 令和6年9月24日 参加者数：101名	A	各所管が協働し、生活指導担当教諭に必要なテーマを取り入れられるよう調整する必要がある。また、受講内容を他の教職員に波及させるための取組について検討する。	生活指導担当者連絡会において、生活指導担当教諭等を対象に実施 令和7年9月30日（火） 参加者数：99名	生活指導担当者連絡会において、生活指導担当教諭等を対象に実施	生活指導担当者連絡会において、生活指導担当教諭等を対象に実施	生活指導担当者連絡会において、生活指導担当教諭等を対象に実施				
12	32	オ	窓口業務等の職員向けゲートキーパー養成講座	保健福祉部門だけでなく、税務課、収納課、国保年金課などの窓口業務等に携わる職員を対象として、自殺に関する知識やうつ病等精神疾患への理解を深め、専門機関へつなぐことができるよう、ゲートキーパー養成講座を実施します。講座では、支援者向け手引きを用いて関係部署との連携方法等についても具体例を示しながら講義します。	様々な悩みを抱えた方に対して「自殺のサインへの気づきや関連部署等へのつなぎ」を意識した対応が図れる。	区職員（委託事業者や派遣職員等も含む）向け講座を実施	令和6年11月12日（火） 参加者数：62名	A	支援者向けの手引きを配布した所管から参加者を募った。引き続き、開催時期・開催曜日・周知方法・講座内容等を検討する必要がある。	区職員（委託事業者や派遣職員等も含む）向け講座を実施 令和7年11月20日（木） 参加者数：66名	区職員（委託事業者や派遣職員等も含む）向け講座を実施	区職員（委託事業者や派遣職員等も含む）向け講座を実施	区職員（委託事業者や派遣職員等も含む）向け講座を実施				
13	32	カ	相談員向けゲートキーパー養成講座	区民・事業者に接する相談員（産業融資専門員、消費生活相談員、経営相談員、労働相談員）を対象として、自殺に関する知識やうつ病等精神疾患への理解を深め、専門機関へつなぐことができるよう、ゲートキーパー養成講座を実施します。講座では、支援者向け手引きを用いて関係部署との連携方法等についても具体例を示しながら講義します。	経済的な悩みを抱えた方に対して「自殺のサインへの気づきや関連部署等へのつなぎ」を意識した対応が図れる。	実施に向けて検討	実施に向けて検討	A	開催時期・開催曜日・周知方法・講座内容等を検討し、受講者を増やす仕組みづくりが必要である。	実施に向けて検討	開始	開始	実施				
14	32	ア	区職員の健康管理	悩みを抱える区民の支援者となる区職員に対して心身のケアを図るとともに、事業主として区職員の心身の健康の維持増進に資するため、採用2年目職員向け「レジリエンス（心の抵抗力）研修」や管理監督者向け「メンタルヘルスラインケア研修」を年1回実施します。加えて、精神疾患のハイリスク層（異動者、若手職員等）への面談の実施やセルフケア関連の情報提供、不調者発生時の初期対応の流れを明確化・統一化したラインケアシートの活用促進等により、組織を挙げてメンタルヘルス対策に取り組みます。	区職員の心身のケアや健康の維持増進への取組は、職員のメンタルヘルス対策として、自殺予防につながる。	「レジリエンス（心の抵抗力）研修」や「メンタルヘルスラインケア研修」の実施、精神疾患のハイリスク層への面談の実施やセルフケア関連の情報提供、ラインケアシートの活用促進等により、メンタルヘルス対策に取り組む。	予定していた「レジリエンス研修」や「メンタルヘルスラインケア研修」の実施、精神疾患のハイリスク層への面談の実施やセルフケア関連の情報提供、ラインケアシートの活用促進等により、メンタルヘルス対策に取り組んだ。	A	区職員の心身の健康の維持増進のため、引き続き組織を挙げて、メンタルヘルス対策への取組を行う。	引き続き組織を挙げて、メンタルヘルス対策への取組を行う。	引き続き組織を挙げて、メンタルヘルス対策への取組を行う。	引き続き組織を挙げて、メンタルヘルス対策への取組を行う。					

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料 2-2

通 No.	冊子 バー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容												
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定					
基本施策（3）区民への啓発と周知																		
① リーフレット等の作成と活用																		
15	33	ア	相談窓口を周知するリーフレット等の作成	個々の状況に合わせた適切な支援につなげられるよう、様々な相談窓口を一覧できるリーフレットを作成します。リーフレットは区立施設や関係機関で配布するほか、薬局などにも配置を依頼します。また、区ホームページに悩みの内容ごとの相談窓口を掲載し、SNSによる周知に取り組みます。	自殺やこころの健康について考える機会とすると同時に、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につなげる。	・リーフレットの作成および周知 ・区ホームページへの悩みの相談窓口の掲載およびSNSによる周知	・相談窓口一覧が掲載されたリーフレット（6,000冊）の作成、配布 ・区ホームページ「あなたの悩みの相談窓口」を区公式SNSおよびねりま区報等で周知した。	A	個々の状況にあわせた適切な支援が行えるよう、相談窓口の周知に継続して取り組む必要がある。	・リーフレットの作成および周知 ・区ホームページへの悩みの相談窓口の掲載およびSNSによる周知	・リーフレットの作成および周知 ・区ホームページへの悩みの相談窓口の掲載およびSNSによる周知	・リーフレットの作成および周知 ・区ホームページへの悩みの相談窓口の掲載およびSNSによる周知	・リーフレットの作成および周知 ・区ホームページへの悩みの相談窓口の掲載およびSNSによる周知					
16	33	イ	SNS相談（東京都等）の周知	東京都が実施するSNS相談や民間団体が実施している相談窓口について、区ホームページや上記リーフレットへの掲載などにより周知を図ります。	自殺に追い込まれている人を適切な専門機関につなぎ、自殺リスクの軽減を図る。	区ホームページやリーフレットへの掲載等による周知	・区ホームページへの情報掲載 ・相談窓口一覧が掲載されたリーフレット（6,000冊）の作成、配布	A	個々の状況にあわせた適切な支援が行えるよう、相談窓口一覧の周知に継続して取り組む必要がある。	区ホームページやリーフレットへの掲載等による周知	区ホームページやリーフレットへの掲載等による周知	区ホームページやリーフレットへの掲載等による周知	区ホームページやリーフレットへの掲載等による周知					
② 区民向けの講演会やキャンペーン等の実施																		
17	33	ア	自殺防止キャンペーン	9月の自殺予防週間に合わせて、鉄道事業者と連携し区内の駅で自殺予防に関する普及啓発活動を実施します。また、3月の自殺対策強化月間に合わせて、区役所でのパネル展示や公設掲示板へのポスター掲示を実施します。	自殺の現状や対策について広く周知を図るとともに、自殺について考える機会とし自殺予防につなげる。	・9月の自殺予防週間に、東京都および鉄道会社と連携してキャンペーンを実施 ・3月の自殺対策強化月間に、区役所アトリウムでキャンペーンを実施	(1)【9月】 ・令和6年9月13日（金）に東京都および鉄道事業者と連携し、自殺予防に関する普及啓発活動を実施 ・区報に特集記事を掲載 (2)【3月】 ・区役所でのパネル展示や区立施設および公設掲示板へのポスター掲示 ・区報に特集記事を掲載	A	時機に応じた自殺防止キャンペーン事業に、引き続き取り組む必要がある。	・9月の自殺予防週間に、東京都および鉄道会社と連携してキャンペーンを実施 令和7年9月16日（火） ・3月の自殺対策強化月間に、区役所アトリウムでキャンペーンを実施	・9月の自殺予防週間に、東京都および鉄道会社と連携してキャンペーンを実施 ・3月の自殺対策強化月間に、区役所アトリウムでキャンペーンを実施	・9月の自殺予防週間に、東京都および鉄道会社と連携してキャンペーンを実施 ・3月の自殺対策強化月間に、区役所アトリウムでキャンペーンを実施	・9月の自殺予防週間に、東京都および鉄道会社と連携してキャンペーンを実施 ・3月の自殺対策強化月間に、区役所アトリウムでキャンペーンを実施					
18	33	イ	こころといのちの講演会	3月の自殺対策強化月間に、こころといのちに関する講演会を実施します。	自殺に追いこまれないためのメンタルヘルスについての理解を促進する。早期に相談窓口につなげる。	年1回実施	実施 (受講者 54名)	A	計画通りに実施	年1回実施	未定	未定	未定					
19	33	ウ	区立図書館での図書展示	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、図書館でポスターの掲示や自殺防止に関する図書を展示し、周知を図ります。	ポスターの掲示やテーマ展示により、当事者および周囲の方に対し、自殺予防や対策について理解を促す。	継続	・1～2回／年 ・主に9月、3月に実施	A	各図書館において実施した。	継続	継続	継続	継続					
20	33	エ	若年層への薬物乱用防止に関する啓発	東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会と連携し、照姫まつりや練馬まつり等のイベントで啓発用チラシを配布する等、薬物乱用防止対策に取り組みます。また、区ホームページ等を活用して厚生労働省の薬物乱用防止関連サイトや都が設置した薬物専門相談窓口を周知していきます。	薬物乱用の危険性等に関する正しい知識を普及させ、薬物乱用を未然に防止する。 薬物乱用の背景には様々な悩みや生きづらさがあると考えられるため、専門の機関に早めの相談を促す。	実施	実施 啓発活動 54回 区ホームページで周知	A	より広く啓発活動を行うために、今後も協議会との連携を密にする必要がある。	実施	実施	実施	実施					
③ 多様な媒体を活用した啓発（SNS、区報、区ホームページ等）																		
21	34	ア	L I N Eやアプリ等を活用した情報発信の強化	区公式LINEや電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ」、区民の健康づくりを応援するためのアプリ「ねりまちでくてくサブリ」等を活用し、相談窓口やこころの健康づくりに関する情報を提供します。	こころの健康について考える機会とすると同時に、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につなげる。	・各所管が掲載するための環境整備（アカウントの発行等） ・相談窓口やこころの健康づくりに関する情報の掲載 ・ゲートキーパー養成講座等の講座情報の発信	・各所管が掲載するための環境整備（アカウントの発行等） ・相談窓口やこころの健康づくりに関する情報の掲載 ・ゲートキーパー養成講座等の講座情報の発信	A	こころの健康に関する情報提供を行う。	・各所管が掲載するための環境整備（アカウントの発行等） ・インスタグラムでの情報発信 ・相談窓口やこころの健康づくりに関する情報の掲載 ・ゲートキーパー養成講座等の講座情報の発信	・各所管が掲載するための環境整備（アカウントの発行等） ・インスタグラムでの情報発信 ・相談窓口やこころの健康づくりに関する情報の掲載 ・ゲートキーパー養成講座等の講座情報の発信	・各所管が掲載するための環境整備（アカウントの発行等） ・インスタグラムでの情報発信 ・相談窓口やこころの健康づくりに関する情報の掲載 ・ゲートキーパー養成講座等の講座情報の発信	・各所管が掲載するための環境整備（アカウントの発行等） ・インスタグラムでの情報発信 ・相談窓口やこころの健康づくりに関する情報の掲載 ・ゲートキーパー養成講座等の講座情報の発信	・各所管が掲載するための環境整備（アカウントの発行等） ・インスタグラムでの情報発信 ・相談窓口やこころの健康づくりに関する情報の掲載 ・ゲートキーパー養成講座等の講座情報の発信				
22	34	イ	区報・区ホームページ等の活用による周知	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に、区報や区ホームページ等に自殺予防に関して理解を深める啓発記事や相談窓口を掲載し、周知を図ります。	自殺やこころの健康について考える機会とすると同時に、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につなげる。	区報や区ホームページにおける啓発記事や相談窓口の掲載により周知（こころの相談等）	・区報、区ホームページでの相談窓口等の周知 ・自殺対策をテーマにした区ホームページの充実（こころの健康コラムの掲載） ・二次元バーコード等の付与による、アクセス環境の整備 ・月間以外にも通常業務の中で区民の相談に対応した。（相談者年間 約300名）	A	・掲載する時の時勢にあった内容の広報を検討する。 ・区ホームページへアクセスしやすい環境を引き続き整える必要がある。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施					
23	34	ウ	「わたしの便利帳」への掲載	「わたしの便利帳」に、生きるための支援に関する相談窓口を掲載し、周知を図ります。	自殺やこころの健康について考える機会とすると同時に、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につなげる。	こころの健康に関する相談、夜間の相談、自殺関連の相談の窓口を掲載	こころの健康に関する相談、夜間の相談、自殺関連の相談の窓口を掲載	A	掲載内容について、引き続き見直しを図る。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施					

3/18

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2-2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容							
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定
④ こころの悩みを抱えた方への相談支援体制の強化													
24	34	ア	精神保健相談、酒などの依存・家族相談、うつ相談	精神科医師による相談や保健師による相談を実施し、必要な関係機関につなぎ、継続して支援を行います。また、家族会の開催等により、家族への支援も行います。	当事者および家族の自殺リスクを軽減する。	精神科医師による保健相談を6保健相談所にて実施	精神科医師、保健師による相談を実施。必要時関係機関へつなぎ、連携し支援を行った。家族会を開催し家族への支援を行った。	A	計画通りに実施	精神科医師による保健相談を6保健相談所にて実施	精神科医師による保健相談を6保健相談所にて実施	精神科医師による保健相談を6保健相談所にて実施	精神科医師による保健相談を6保健相談所にて実施
25	34	イ	アウトリーチ（訪問支援）事業	自ら受診や相談のできない方と家族に対して、地域精神保健相談員や保健師など多職種が連携して訪問支援を実施し、必要な医療やサービスにつなげていきます。	適切な治療やサービスにつなげ自殺リスクを軽減する。	地域精神保健相談員8名や精神科医師による訪問支援の実施	精神科医師による訪問件数は年間12件。地域精神保健相談員・保健師による相談者は年間325名。	A	地域精神保健相談員が実施する相談者毎年増加している。訪問により状況が把握できた、関係機関と連携ができたなど97%の成果があった。	地域精神保健相談員8名や精神科医師による訪問支援の実施	地域精神保健相談員8名や精神科医師による訪問支援の実施	地域精神保健相談員8名や精神科医師による訪問支援の実施	地域精神保健相談員8名や精神科医師による訪問支援の実施
26	34	ウ	ストレスチェック表の活用	区が作成したストレスチェック表を用いて、区民自身が自分の心の状態に关心を持ち、うつ病などを早期発見できるように周知します。	自身や身近な人のこころの健康について考える機会とし、自殺予防につなげる。	保健相談所や講演会等で配布し周知を図る。	保健予防課で作成した各種啓発リーフレットに区ホームページの二次元バーコードを掲載した。	A	区民が活用しやすいような内容を引き続き検討する必要がある。 また、令和7年度は保健相談所で配下や講演会で配布する。	保健相談所や講演会等で配布し周知を図る。	保健相談所や講演会等で配布し周知を図る。	保健相談所や講演会等で配布し周知を図る。	保健相談所や講演会等で配布し周知を図る。
27	35	エ	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場の設置	保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進める仕組みをつくりていきます。	自殺に追い込まれることは誰にでも起こり得るため、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを関係機関と検討し、自殺予防につながる仕組みづくりに取り組みます。	地域包括ケアシステムの構築に向けた協議会の実施	自立支援協議会の専門部会である「地域包括ケアシステム・地域移行部会」にて実施。(年3回)	A	区内4エリアで実施している「地域精神保健福祉関係者連絡会」を地域包括システム・地域移行部会の下部組織として検討を行った。	精神障害にも対応した包括ケアシステムの構築推進事業にて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	精神障害にも対応した包括ケアシステムの構築推進事業にて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	精神障害にも対応した包括ケアシステムの構築推進事業にて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	精神障害にも対応した包括ケアシステムの構築推進事業にて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催
⑤ 人権に関する啓発・支援													
28	35	ア	新成人向け人権啓発小冊子の配布	性の多様性、男女共同参画、ハラスメント、インターネットにかかるトラブル、デートDV、性犯罪・性暴力被害などの人権課題について理解増進を図るとともに、各種人権侵害をされた際や悩みを抱えている場合の相談先を記載した小冊子を成人式に配布しています。	人権尊重意識を高め、周りの人への配慮を促すとともに、悩みについての相談先を周知して、自殺予防につなげる。	新成人向け人権啓発小冊子の配布	二十歳のつどい来場者向け人権啓発小冊子(4,000冊)を配布。	A	予定通り配布した。こころの悩みに関する相談先を新たに付け加えた。今後も相談先の充実を図りたい。	二十歳のつどい来場者向け人権啓発小冊子の配布	二十歳のつどい来場者向け人権啓発小冊子の配布	二十歳のつどい来場者向け人権啓発小冊子の配布	二十歳のつどい来場者向け人権啓発小冊子の配布
29	35	イ	男女共同参画情報紙「MOVE」(中学生向け特別号)の配布	性別にとらわれない生き方や性の多様性、性暴力や相談先等の情報をまとめた「MOVE」(中学生向け特別号)を区立中学校の全生徒に配布し、必要な情報源とするとともに適切な相談・支援につないでいます。	人権尊重意識を高め、周りの人への配慮を促すとともに、悩みについての相談先を周知して、自殺予防につなげる。	男女共同参画情報紙「MOVE」(中学生向け特別号)を新中学1年生に配布	令和6年7月に区立中学校1年生全員および教職員に配布。	A	予定通り配布した。定期的に掲載内容の更新が必要。データによる配布について検討が必要。	男女共同参画情報紙「MOVE」(中学生向け特別号)を新中学1年生に配布	男女共同参画情報紙「MOVE」(中学生向け特別号)を新中学1年生に配布	男女共同参画情報紙「MOVE」(中学生向け特別号)を新中学1年生に配布	男女共同参画情報紙「MOVE」(中学生向け特別号)を新中学1年生に配布
30	35	ウ	若年層への暴力の防止に関する啓発	「デートDV啓発リーフレット」や「保護者向け性暴力被害防止リーフレット」を配布しています。また、中学校向け出前講座「デートDV防止講座」を実施しています。	若年層の性暴力被害防止と被害者の回復を図り、性暴力被害者の自殺予防につなげる。	・各種リーフレットの配布 ・中学生向けデートDV出前講座	保護者向けリーフレットを区立小学校1年生の保護者に配布。 デートDV出前講座を区立中学校3校で開催。	A	リーフレットの配布、出前講座の開催ともに予定通り実施した。	・各種リーフレットの配布 ・デートDV出前講座の対象拡大、性暴力防止出前講座の実施	・各種リーフレットの配布 ・デートDV出前講座の対象拡大、性暴力防止出前講座の実施	・各種リーフレットの配布 ・デートDV出前講座の対象拡大、性暴力防止出前講座の実施	・各種リーフレットの配布 ・デートDV出前講座の対象拡大、性暴力防止出前講座の実施

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2-2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容											
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定				
基本施策(4) 生きることの促進要因への支援																	
① 地域における居場所づくり																	
31	36	ア	地区区民館	地区区民館は、乳幼児から高齢者までが利用できる地域施設です。児童館機能や敬老館機能とともに、地域のつながりづくりのきっかけとなる地域住民の相互交流や自主的活動の場を提供します。	幅広い世代に向けた事業を年間を通して開催し、地域住民同士の相互交流を深め、地域におけるつながりをつくりていくことができる。 また、趣味などの自主的活動の場を提供することで、日常生活の充実につなげていく。	各館で事業を実施していく。	各館で事業を実施した。	A	概ね事業を実施することができた。	各館で事業を実施していく。	各館で事業を実施していく。	各館で事業を実施していく。	各館で事業を実施していく。				
32	36	イ	街かどケアカフェ	地域包括支援センターが併設する区立施設内の「常設型」、地域団体等が運営する「地域サロン型」、地域包括支援センターが地域に出向いて活動する「出張型」の3つの街かどケアカフェにおいて、高齢者の介護予防・健康づくりのための事業を実施します。 あわせて、高齢者をはじめとする地域住民の交流の場を提供し、安心して地域で暮らせるよう支援します。	高齢者や家族をはじめ、地域住民が気軽に立ち寄り、交流できる場を設けることで、日常生活の悩みや孤立感の解消に務め、自殺リスクの軽減を図る。	常設型：6箇所 地域サロン型：36箇所 ※1箇所増加予定 出張型：実施	常設型：6箇所 地域サロン型：37箇所 出張型：実施	A+	計画は3団体だったが、5団体（高齢者の集いの場等の地域サロンを運営している地域団体、介護事業者、調剤薬局）との協議が整い、協定締結に至ったため、評価を「A+」とした。 より充実が図れるよう、受託事業者や地域団体間の情報交換を行い、また、地域団体の事業の継続に向けた支援を行っていく。	常設型：8箇所 地域サロン型：39箇所 出張型：実施	常設型：9箇所 地域サロン型：42箇所 出張型：実施	常設型：10箇所 地域サロン型：45箇所 出張型：実施	常設型：10箇所 地域サロン型：48箇所 出張型：実施				
33	36	ウ	はづらつセンター、敬老館	健康づくりやレクリエーション等の事業や活動の場を提供することで、高齢者の交流や社会参加を促進します。 近年話題となっているeスポーツゲームを活用し、利用者同士の交流を図ります。また、施設対抗eスポーツゲーム大会を開催し、他の施設利用者とのオンライン上で交流する機会を設けます。	事業への参加などを通じて、健康増進・社会参加・いきがいづくりを促進し、自殺リスクの低減につなげる。	・高齢者筋力向上トレーニング事業 はづらつ大泉23回×3期、光・闇・豊玉23回×2期、上石神井敬老館23回×2期 ・食のほっとサロン事業 はづらつ光20回 ・健康長寿はづらつまつり 各はづらつセンター1回ずつ実施 ・ねりまちウォーキング 各はづらつセンターで7回×2期	・高齢者筋力向上トレーニング事業 はづらつ大泉23回×3期、光・闇・豊玉23回×2期、上石神井敬老館23回×2期 （延参加者数2,093人） ・食のほっとサロン事業 はづらつ光が丘20回 （延参加者数175人） ・健康長寿はづらつまつり 各はづらつセンター1回ずつ実施 （参加者数630人） ・ねりまちウォーキング 各はづらつセンターで7回×2期 （延参加者数572人）	A	介護予防・交流の機会として高齢者筋力向上トレーニングやねりまちウォーキング等を実施した。事業を通して日々活動できる施設であることを周知し、施設利用の定着を目指していく。	・高齢者筋力向上トレーニング事業 はづらつ大泉23回×3期、光・闇・豊玉23回×2期、上石神井敬老館23回×2期 ・食のほっとサロン事業 はづらつ光21回 西大泉敬老館22回 ・健康長寿はづらつまつり 各はづらつセンター1回ずつ実施 ・足腰しゃっきりトレーニング教室 はづらつ大泉4回×5期 はづらつ豊玉4回×2期 はづらつ闇・光4回×4期 ・ねりまちウォーキング 各はづらつセンターで7回×2期	実施 ・高齢者筋力向上トレーニング事業 はづらつセンター、上石神井敬老館で実施 ・食のほっとサロン事業 実施 ・健康長寿はづらつまつり 各はづらつセンター1回ずつ実施 ・足腰しゃっきりトレーニング教室 各はづらつセンターで実施 はづらつ大泉4回×5期 はづらつ豊玉4回×2期 はづらつ闇・光4回×4期 ・ねりまちウォーキング 各はづらつセンターで5回程度×2期	実施	実施	実施			
34	36	エ	子育てのひろば 学童クラブ室活用型子育て支援事業（通称にこにこ）	0～3歳の乳幼児とその保護者などを対象として、子育ての相談を行うとともに、情報交換や親同士の仲間づくりの場を提供します。	【在宅育児支援担当課】 子育て中の保護者同士が自由に交流できる場を提供することで、育児の孤立化を予防する。 また、子育てに関する相談にも対応している。 【子育て支援課】 保護者の相談の場としてだけでなく、地域での仲間づくりのきっかけや安心して過ごせる居場所づくりにつなげる。	【在宅育児支援担当課】 子育てのひろばを28か所で実施 【子育て支援課】 学童クラブ室69か所で実施	【在宅育児支援担当課】 子育てのひろばを28か所で実施 【子育て支援課】 学童クラブ室69か所で実施	A	【在宅育児支援担当課】 ・4施設新たに開設したが、既存施設が2施設閉室した。 ・引き続き、区内の地域バランスを考慮しながら子育てのひろばを整備する。 【子育て支援課】 継続して実施する。	【在宅育児支援担当課】 子育てのひろばを29か所で実施 【子育て支援課】 学童クラブ室69か所で実施	【在宅育児支援担当課】 子育てのひろばを30か所で実施 【子育て支援課】 継続して実施（実施箇所数は検討中）	【在宅育児支援担当課】 子育てのひろばを31か所で実施 【子育て支援課】 継続して実施（実施箇所数は検討中）	【在宅育児支援担当課】 子育てのひろばを31か所で実施 【子育て支援課】 継続して実施（実施箇所数は検討中）				
35	37	オ	学童クラブ、ひろば事業	保護者や子どもの状況を把握することで、問題を早期に発見し、適切な相談機関への橋渡しを行います。また、悩みを抱える子どもたちを見守り、安心して過ごせる居場所を提供します。	・事業を通じて、日頃の見守りから子どもや保護者の状況把握を行う機会が多くあり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ・学童クラブ・ひろば事業に従事する職員に、子どもの支援に関わる研修を受講してもらうことで、問題を抱えていると見受けられる子どもがいた場合は、適切な対応が取れるようにする。	【研修】 ・7回/年程度 ・4月～3月実施 ・対象：ねりっこクラブ運営責任者、ねりっこクラブスタッフ等	【研修】 ・7回/年 ・4～3月実施 ・対象：応援団理事・事務局、ひろばスタッフ、開放指導員、ねりっこクラブスタッフ ・定員50名程度	A	研修を通じて子供や保護者との関わりについて、情報共有・交換することができた。引き続き、子供たちが安心して過ごせる居場所を提供していく。	【研修】 ・7回/年程度 ・4月～3月実施 ・対象：ねりっこクラブ運営責任者、ねりっこクラブスタッフ等	【研修】 ・7回/年程度 ・4月～3月実施 ・対象：ねりっこクラブ運営責任者、ねりっこクラブスタッフ等	【研修】 ・7回/年程度 ・4月～3月実施 ・対象：ねりっこクラブ運営責任者、ねりっこクラブスタッフ等	【研修】 ・7回/年程度 ・4月～3月実施 ・対象：ねりっこクラブ運営責任者、ねりっこクラブスタッフ等				
36	37	カ	練馬こどもカフェ	民間カフェ等と協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したり、リラックスできる環境を提供します。地域の保育士や幼稚園教諭等が子育て講座や育児相談等を実施し、家庭で子育てをする保護者を支援します。	・子育てに関する相談を受けることで、育児に関する不安を和らげる。 ・保護者同士の交流の場となることで孤立を防止し、リラックスの場となり得る。 ・専門的相談を必要とする保護者に区の機関（子ども家庭支援センター等）の情報提供を行う。	10か所 1か所1～2回程度/月	・1～2回程度/月 10か所	A	・令和6年度は3店舗拡大し、年間を通して10か所で実施した。 ・店舗が自主的に企画し、実施する子育て支援の講座の取り組みを2か所で実施した。 ・対象：主に区内在住の在宅子育て世帯の未就学児および保護者	11か所 1か所1～2回程度/月	12か所 1か所1～2回程度/月	未定	未定				

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2-2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容							
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定
37	37	キ	児童館	様々な遊びの提供や乳幼児と保護者、小学生、中高生等の各世代に向けた事業を通じて、悩みを抱える子どもや保護者の状況を把握するとともに、地域での交流や安心して過ごせる居場所づくりにつなげます。	各世代に向けた事業を通じて、悩みを抱える子どもや保護者の状況を把握するとともに、地域での交流や安心して過ごせる居場所づくりにつなげます。	・児童館17館で実施 ・中高生の居場所づくり事業の実施	・児童館17館で実施 ・中高生の居場所づくり事業の実施	A	中高生居場所づくり事業を周知し、利用者の拡充につなげる。	・児童館17館で実施 ・中高生の居場所づくり事業の実施	・児童館17館で実施 ・中高生の居場所づくり事業の実施	・児童館17館で実施 ・中高生の居場所づくり事業の実施	・児童館17館で実施 ・中高生の居場所づくり事業の実施
38	37	ク	ねりま若者サポートステーション（若者自立支援事業）	ねりま若者サポートステーション（若者自立支援事業）では、ひきこもり状態等にある若者等（15歳～49歳）に居場所を提供するほか、若者や保護者等からの相談や、精神保健福祉士等による心理相談を行います。また、本事業により就労された方を招いたセミナーを行うなど、就労に向けた支援プログラムを充実します。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行なうとともに、職場での定着もサポートします。	さまざまな支援プログラムを通じて、自立・就労に必要な力を身につけることや、居場所を提供し、社会とのつながりを支援することで自殺を予防する。	・就労支援プログラムの充実 ・職場への定着サポートの充実 ・居場所の提供	・短期社会体験（174回、259人） ・コミュニケーション講座（86回、244人） ・インナーシップ前準備講座（12回、38人） ・就職活動の基本技能やノウハウを身につける講座（134回、488人） ・企業見学会（8回、32人） ・雇用後ステップアップ支援（5回、32人）	A	・企業とのネットワークづくりをより強化し、インナーシップ受入れ先、就労受入れ企業を引き続き増していく。 ・より利用者の状況やニーズにあったプログラムを実施できるよう、内容の見直しを図っていく。	・就労支援プログラムの実施 ・職場への定着サポートの実施 ・居場所の提供	・就労支援プログラムの実施 ・職場への定着サポートの実施 ・居場所の提供	・就労支援プログラムの実施 ・職場への定着サポートの実施 ・居場所の提供	・就労支援プログラムの実施 ・職場への定着サポートの実施 ・居場所の提供
39	37	ケ	障害者地域生活支援センター	オープンスペースや各種プログラムの提供、生活上の相談などを行うことで障害のある方やその家族が地域で孤立せず、安心して生活を送ることができるよう関係機関と連携して支援します。	来所相談や電話相談、プログラム実施など、様々な場面において利用者に寄り添うとともに、課題の早期発見や適切な支援につなげることで、自殺リスクの軽減を図る。	・すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センターI型事業	・すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センターI型事業	A	<進捗状況> 相談支援事業や地域活動支援センターI型事業を実施できた。 <課題> 電話相談が長くなると電話が繋がらないことがあるため、1日2回1回あたり15分程度の相談時間として、多くの電話相談を受けられるようにしている。	実施 ・すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センターI型事業	実施 ・すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センターI型事業	実施 ・すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センターI型事業	実施 ・すべての障害に対応し、障害特性に応じた支援の実施。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センターI型事業
40	37	コ	あすはステーション	長期間ひきこもり状態にある方等の社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行う「あすはステーション」を区西部地域に増設します。	ひきこもりや長期不就労などで働き始めることに不安を抱える相談者が安心して来られる居場所を提供し、就労自立を目指せるよう自信の回復を促す。	実施	実施 利用者66名	A	計画通りに実施	充実（区西部地域に増設）	実施	実施	実施
41	38	サ	男女共同参画センター	男女共同参画について学ぶ場のほか、自主活動や仲間づくりの場として利用できる施設です。講座やワークショップを通して、生きづらさを抱える女性の支援や子育て中の母親の孤立予防とした交流の場を提供しています。また、相談室では、家族の問題・人間関係などの様々な相談に応じています。	生きづらさを抱えるなどの孤立を予防とともに、家族の問題・人間関係などの様々な相談に応じて、自殺予防につなげる。	・男女共同参画に関する各種講座および交流、活動の場の提供 ・各種相談事業 ・若年層LGBT居場所事業（延べ参加人数17名）	・男女共同参画に係る講座を実施、活動場所を提供した。 ・各種相談事業 ・若年層LGBT居場所事業	A	各事業を予定通り実施した。各種講座や居場所事業の参加者アンケートの結果は良好であった。	・男女共同参画に関する各種講座および交流、活動の場の提供 ・各種相談事業 ・若年層LGBT居場所事業	・男女共同参画に関する各種講座および交流、活動の場の提供 ・各種相談事業 ・若年層LGBT居場所事業	・男女共同参画に関する各種講座および交流、活動の場の提供 ・各種相談事業 ・若年層LGBT居場所事業	・男女共同参画に関する各種講座および交流、活動の場の提供 ・各種相談事業 ・若年層LGBT居場所事業
42	38	シ	練馬区社会福祉協議会による地域づくり	練馬区社会福祉協議会は、課題を抱えている方が地域で孤立しないよう、地域の住民や活動団体が進める見守りや助け合いなどの小地域福祉活動を支援し、地域のつながりの充実を図ります。	小地域福祉活動を支援し、地域のつながりの充実を図ることにより、課題を抱えている方が地域で孤立しないようにする。	住民、団体、民生児童委員、関係機関等と連携し、地域課題や生活相談について共有し、解決に向けた様々な取り組みや仕組みづくりを行う。	地域毎に分野横断的なつながりづくりを支援し、地域課題を共有した。こどもの居場所づくりに関するネットワーク形成など地域の仕組みづくりにつながった。	A	ネットワークを維持するための継続的な支援や新たな地域課題に対応するための取り組みが随時求められる。	実施 ボランティアセンターの地域福祉コーディネーターを中心に、拠点や社会福祉法人とのつながりを活かしたネットワークづくりを推進する。	実施 ボランティアセンターの地域福祉コーディネーターを中心に、拠点や社会福祉法人とのつながりを活かしたネットワークづくりを推進する。	実施 ボランティアセンターの地域福祉コーディネーターを中心に、拠点や社会福祉法人とのつながりを活かしたネットワークづくりを推進する。	実施 ボランティアセンターの地域福祉コーディネーターを中心に、拠点や社会福祉法人とのつながりを活かしたネットワークづくりを推進する。
43	38	ス	外国人に開かれた地域づくり	国籍や言語、文化などが異なる場合であっても、適切な支援につなげる。	外国人アンケート調査	外国人アンケート調査を実施した。	A	アンケート結果等を基に、新たな方針を策定していく必要がある。	方針策定	方針に基づき取組	方針に基づき取組	方針に基づき取組	
44	38	セ	民間団体の活動との連携	こども食堂や相談情報ひろばなど、区内では民間団体により、地域の中で様々な居場所づくりに関連する活動が活発に行われています。こうした民間団体の活動とも連携して、困難を抱える人を支援につなげます。	民間団体の活動と連携を図り、関係部署につながるような相談体制をとり、区が把握できていない情報を得ることで、困難を抱える人を支援につなげます。	・こども食堂連絡会の開催年2回 ・相談情報ひろばとの連携 随時	・こども食堂連絡会の開催年2回 ・相談情報ひろばとの連携 随時	A	こども食堂連絡会を2回行った。 こども食堂MAP掲載団体が、40団体から45団体に増えた。	・こども食堂連絡会の開催年2回 ・相談情報ひろばとの連携 随時	・こども食堂連絡会の開催年2回 ・相談情報ひろばとの連携 随時	・こども食堂連絡会の開催年2回 ・相談情報ひろばとの連携 随時	

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2－2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容							
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定
② 遺された方への支援													
45	38	ア	自死遺族への情報提供	大切な人を亡くされた方へ東京都が実施する「とうきょう自死遺族総合支援窓口」の周知を行います。また、NPO法人が実施する相談窓口や家族等のつどいの場についても周知します。	相談窓口等の情報提供により適切な相談窓口へつなぎ、自殺リスクの軽減を図る。	実施	・ホームページ等の情報の更新 ・保健予防課で作成した各種啓発リーフレットに掲載	A	適切な支援を行うため、各種相談窓口の情報提供を引き続き実施する。	実施	実施	実施	実施
46	38	イ	「おくやみハンドブック」による相談窓口等の周知	「おくやみハンドブック」を通して、大切な人を亡くされた方へ相談窓口や家族等のつどいの場を周知します。	遺族への情報提供を通して遺された方のこれから的生活を支援する。	「おくやみハンドブック」による相談窓口の掲載および「おくやみコーナー」にてご遺族に対し、おくやみに係る情報提供や手続き支援を行う。	「おくやみハンドブック」による相談窓口の掲載および「おくやみコーナー」にてご遺族に対し、おくやみに係る情報提供や手続き支援を行った。	A	「おくやみハンドブック」による相談窓口の掲載および「おくやみコーナー」にてご遺族に対し、おくやみに係る情報提供や手続き支援を継続する。	「おくやみハンドブック」による相談窓口の掲載および「おくやみコーナー」にてご遺族に対し、おくやみに係る情報提供や手続き支援を行う。	「おくやみハンドブック」による相談窓口の掲載および「おくやみコーナー」にてご遺族に対し、おくやみに係る情報提供や手続き支援を行う。	「おくやみハンドブック」による相談窓口の掲載および「おくやみコーナー」にてご遺族に対し、おくやみに係る情報提供や手続き支援を行う。	
47	38	ウ	区民相談、保健師による相談支援	弁護士による法律相談など各種の専門家による区民相談や、保健相談所の保健師による相談支援等により、遺された方を支援します。また、保健師等専門職に対して研修会等を実施し、支援力の向上を図ります。	【広聴広報課】弁護士による法律相談など各種の専門家による区民相談により、遺された人の心の安定や生活に関する支援につなげる。 【保健相談所】自死遺族に対する保健師等専門職の支援スキルの向上を図り、遺族相談を実施する	【広聴広報課】法律相談、身の上相談、税務相談、人権擁護相談、心の相談等の実施 【保健相談所】主に個別の事例において、自死遺族への相談支援を実施	【広聴広報課】 <ul style="list-style-type: none">・法律相談 3,081件 ・身の上相談 355件 ・税務相談 594件 ・人権擁護相談 8件 ・心の相談等の実施 463件 【保健相談所】自死遺族への相談支援を実施	A	【広聴広報課】継続実施 【保健相談所】計画通りに実施 【保健相談所】自死遺族への相談支援を実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2－2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容											
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定				
重点施策（1）児童・生徒・学生をはじめとする若年者への支援																	
① いじめ防止対策の強化																	
48	39	ア	子ども相談アプリ	区立小中学校の児童・生徒に配備しているタブレットパソコン等を利用して、双方向のチャット形式で友達のこと、学校のこと、家族のことなど、匿名でなんでもカウンセラーに相談ができる、様々な悩みや困りごとを抱えた児童生徒が安心して相談ができるようになります。また、区ホームページの「いじめ相談」のページからメールによる相談を受信し、問題の改善・解決に向けて、学校への連絡や教育相談室等相談機関を紹介します。	児童・生徒が相談しやすい環境を整え、さまざまな悩みに寄り添う。 また、相談の内容に応じて適切な相談窓口の案内を行う。	実施	相談件数延べ756件	A	引き続きタブレットパソコン等を利用した相談を実施する。	実施	実施	実施	実施				
49	40	イ	いじめ問題対策	「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」に基づき、保護者・地域・関係機関と連携していじめの未然防止と早期発見に取り組みます。いじめが発生した場合には、被害者の側に寄り添い、組織で対応し、いじめる側への実効性のある指導、周囲の児童・生徒の心理を把握したうえで指導を行います。各校の学校いじめ対策推進教員に対する研修会等を実施することで、いじめに対する指導力の向上を図ります。障害がある子どもや外国人、性的マイノリティ等、特に配慮が必要な児童・生徒については、適切な支援を行います。	学校いじめ対策推進教員を中心、いじめに対する取組を一層推進することで、学校の教育相談力の向上が期待できる。	学校いじめ対策推進教員を対象としたいじめ防止対応研修の実施	学校いじめ対策推進教員を対象に実施 日時：令和6年5月14日 受講者：101名	A	・いじめ対策推進教員に対して研修を実施し、些細ないじめも認知し、早期発見、早期対応を行っていじめ解決に導くための組織作りを促した。 ・いじめ防止研修資料を区内全教員に配付して、校内の研修実施を促した。 ・いじめ問題対策方針を一部改定した。 ・いじめ防止研修資料を改訂し、校内研修の確実な実施のための働きかけを行った。	学校いじめ対策推進教員を対象としたいじめ防止対応研修の実施予定	学校いじめ対策推進教員を対象としたいじめ防止対応研修の実施予定	学校いじめ対策推進教員を対象としたいじめ防止対応研修の実施予定	学校いじめ対策推進教員を対象としたいじめ防止対応研修の実施予定				

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2－2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容							
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定
②児童虐待防止対策の強化													
50	40	ア	迅速かつ一貫した児童虐待への対応強化	区による地域に根差したきめ細かい寄り添い支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を目指し、取組を進めています。令和2年7月に、子ども家庭支援センター内に、都区共同の虐待対応拠点を設置し、令和3年8月からは虐待通告の振り分けを開始し、都区の職員が合同で緊急受理会議を行い、初期対応機関を決定するなど、都児童相談所との連携強化を図っています。令和6年度には、東京都が「(仮称)東京都練馬児童相談所」を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。都区の緊密な連携をさらに深め、児童相談体制を充実・強化していきます。	区と都の連携をさらに強化し、児童相談体制を充実させることにより、妊娠期から切れ目なく、隙間の無い相談体制を築くことができる。	都区の連携強化充実	令和6年6月に東京都練馬児童相談所を区子ども家庭支援センターと同一施設内に設置	A	・虐待通告の振り分けを随時実施するなど、より迅速かつ一貫した児童虐待対応を実施 ・今後、都区連携をさらに強化し、職員の専門性向上に向けた都区合同研修を実施	都区の連携強化実施	都区の連携強化実施	都区の連携強化実施	都区の連携強化実施
51	40	イ	要保護児童対策地域協議会	地域の関係機関により要保護児童対策地域協議会を組織し、要保護児童等に関する支援や児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組みます。	子どもと子育て家庭に対し、関係機関が協議会を通じ連携し、包括的できめ細かい支援を提供することにより、自殺のリスク要因である「育児不安」の軽減・解消や、「児童虐待」の予防・防止につなげる。	・各種会議を開催 【代表者会議】年2回 【実務者会議】年3回 【専門部会：母子保健部会】年2回 【専門部会：学齢期部会】年2回 【地域ネットワーク会議】4地域で年各6回 【個別ネットワーク会議】必要に応じ開催 ・連携を必要とする関係機関に要保護児童対策地域協議会への参加を要請	・各会議の開催回数 【代表者会議】年2回 【実務者会議】年3回 【専門部会：母子保健部会】年2回 【専門部会：学齢期部会】年2回 【地域ネットワーク会議】4地域で年各6回 【個別ネットワーク会議】241回 ・連携が必要な関係機関に要保護児童対策地域協議会への参加を要請	A	継続実施	実施	実施	実施	実施
52	40	ウ	子育て世帯訪問支援事業、要支援家庭ショートステイ事業	要保護児童対策地域協議会において支援が必要と判断された要支援家庭に対し、ヘルパーの派遣や児童のショートステイを実施し、保護者を支援します。	保護者の強い育児疲れ、育児不安などを解消し、子どもを適切な環境の中で支援することにより、育児不安や家族の負担の軽減や改善ができる。	・養育支援家庭訪問事業は児童福祉法の改正により「子育て世帯訪問支援事業」に名称変更された。増加する支援対象者に適時に支援提供するため事業規模を拡大し、事業者数を増やす等実施体制を強化 ・要支援家庭ショートステイ事業は、子どもの養育方法等について支援をする親子が入所できる親子入所型を開始。また、中高生や不登校児童への対応を充実するため実施施設を追加	【子育て世帯訪問支援事業】 ・育児・家事援助の委託事業者を拡大(4事業者⇒7事業者) ・利用実績延べ59世帯、1,327時間 【要支援家庭ショートステイ】 ・実施施設、聖オディリアホーム乳児院、陽だまり荘 ①子ども型利用延べ人数 214人 ②親子入所型 1組延べ3日	A	【子育て世帯訪問支援事業】 ・質の高いサービスが提供できる訪問支援員の養成 【要支援家庭ショートステイ事業】 ・支援が必要と判断した保護者からの利用同意が得られるような相談支援の実施	実施	実施	実施	実施

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2-2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容								
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定	
③ 子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供														
53	40	ア	子供相談カードの配布	電話相談・子ども相談アプリの案内カードを、区立小・中学校の児童・生徒に個別配布します。	子供相談カードを個別に配布することにより、子供たちに相談できる場所や手段を周知することができます。	実施	区立小・中学校の児童・生徒に配付した。	A	引き続き相談場所等を児童・生徒に周知する。	実施	実施	実施	実施	
54	41	イ	スクールソーシャルワーク事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが、さまざまな課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	スクールソーシャルワーカーが、学校からの要請に基づき、いじめや不登校等、さまざまな課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	実施	統括スクールソーシャルワーカー1名（常勤保健師）配置。スクールソーシャルワーカー21名が、全区立小中学校を定期的に訪問。学校の要請に基づき、様々な課題を抱える児童・生徒一人ひとりに問い合わせ、他機関と連携しながら状況改善に取り組んだ。 ・個別支援対象児童・生徒数 501人	A	スクールソーシャルワーカー増員により、学校訪問の機会が増え校内での早期対応・長期化防止に努めることができた。また保健師配置により、医療・福祉の専門職として心理的・身体的な側面からの支援の強化ができた。 相談内容や支援内容も複雑化・多様化しており、教育・福祉、医療など複数の分野にまたがる対応が求められている。このような状況の中、人材確保と支援の質の維持・向上が必要である。	実施	実施	実施	実施	
55	41	ウ	スクールカウンセラー配置事業	児童および生徒の臨床心理に関して、専門的な知見を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制等の充実を図ります。	スクールカウンセラーを全区立小中学校に配置することで、心のケアやいじめ・不登校等の未然防止、改善および解決を図るなど学校内の教育相談体制の充実につなげる。	実施	全区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置。	A	全区立小・中学校のうち、児童・生徒数の多い10校について、スクールカウンセラー2名体制で運用した。 その他の学校については、各校1名ずつ配置した。	実施	実施	実施	実施	
56	41	エ	心のふれあい相談員配置事業	スクールカウンセラーの職務を補完するため、区立小中学校に心のふれあい相談員を配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制等の充実を図ります。	校内で気軽に相談できる心のふれあい相談員を配置することで、児童・生徒のさまざまな課題の改善、未然防止につなげるとともに、スクールカウンセラーの補完、学校内の教育相談体制の充実を図る。	実施	全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつ心のふれあい相談員を配置。	A	全区立小学校65校 全区立中学校33校 各校1名ずつ心のふれあい相談員を配置した。	実施	実施	実施	実施	
57	42	オ	適応指導教室	不登校児童・生徒に対して心の安定を図るために相談活動や集団生活への適応を図るために創作活動、レクリエーション・スポーツなどのグループ活動や一人一人が希望する学習活動を行い、社会的自立ができるよう支援します。	面談やグループ活動を通して、心理教育相談員が不登校児童・生徒の心のケアを行う。	実施	・心理教育相談員配置数 フリーマインド 5名 トライ 7名 ・登録児童・生徒数 フリーマインド175名 トライ 353名	A	対面またはオンラインで、不登校児童・生徒の心の安定を図るために面談等を行っている。	実施	実施	実施	実施	
58	42	カ	居場所支援事業	適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校児童・生徒が過ごせる場所として、「居場所ばれつど」を設け、生活習慣・学習習慣の形成や社会性を形成するための支援を行います。	不登校児童・生徒が安心して過ごせる居場所を確保することで、子供たちの自己肯定感を向上させる。	実施	・居場所支援事業 2か所 ・登録児童・生徒数 19名	A	不登校児童・生徒が安心して過ごせる居場所を提供できている。	実施	実施	実施	実施	
59	42	キ	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業	家庭環境や学習面等での課題がある生活保護世帯等の子どもを対象に、個別訪問支援、学習支援、居場所支援により課題解決に向けた支援を実施します。 学校教育支援センターでは、生活保護世帯および就学援助の準要保護世帯の中学生3年生を対象に「中3勉強会」を実施します。	【生活福祉課】 さまざまな要因により孤立しがちな家庭に訪問相談や居場所の提供を行い、人や社会とのつながりを育むことで、生きることの促進要因を増やす。 【学校教育支援センター】 基礎学力の定着と、子どもの将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送るようにする。	【生活福祉課】 実施 【学校教育支援センター】 中3勉強会を実施	【生活福祉課】 支援件数 153人 【学校教育支援センター】 参加者数 171人	A	【生活福祉課】 支援が必要な世帯を発見し、適切な支援に繋げる。 【学校教育支援センター】 関係各課と連携した継続的な対象者への声掛けにより勉強会の周知に取り組む	【生活福祉課】 実施 【学校教育支援センター】 中3勉強会を実施	【生活福祉課】 実施 【学校教育支援センター】 中3勉強会を実施	【生活福祉課】 実施 【学校教育支援センター】 中3勉強会を実施	【生活福祉課】 実施 【学校教育支援センター】 中3勉強会を実施	【生活福祉課】 実施 【学校教育支援センター】 中3勉強会を実施
60	42	ク	ヤングケアラーへの支援の充実	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、学校とスクールソーシャルワーカーの連携を強化します。ヤングケアラーチェックシートを活用し、関係機関が円滑に連携できるようにします。 子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーコーディネーターを4地域ごとに1名配置し、ヤングケアラーチェックシート等により把握した子どもの状況を踏まえ、必要に応じて、情報共有と支援の調整を図り、支援方針を決定します。 子どもが担っているケアの負担を軽減するため、支援が必要となる家庭へのヘルパー派遣事業を拡充するほか、介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルプ・ショットステイなど、福祉・教育・子育て等の関係者が連携し、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援につなげます。	【教育指導課】 ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることで、負担軽減を図る。 【学校教育支援センター】 学校とスクールソーシャルワーカーとの連携強化により、ヤングケアラーの早期発見につなげる。 【子ども家庭支援センター】 ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることで、ヤングケアラーの負担を軽減し、学童期から青年期まで継続的な支援を行う。	【教育指導課】 ふれあい月間調査の実施 【学校教育支援センター】 実施 【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センターによる学校訪問を強化し、ヤングケアラーの状況を把握	【教育指導課】 ふれあい月間調査の実施 【学校教育支援センター】 スクールソーシャルワーカーによる学校訪問を強化し、ヤングケアラーの状況を把握	【教育指導課】 ・ふれあい月間調査の項目にヤングケアラーに関するものを取り入れ、ヤングケアラーの疑いがある児童生徒の早期発見に努めた。 【学校教育支援センター】 学校での判断を支援するため、福祉的な知識やノウハウを持つ、スクールソーシャルワーカーの学校訪問の頻度を高め、密な連携を図れた。 【子ども家庭支援センター】 ・子ども家庭支援センターにヤングケアラーのサポートを行なう「若者ケアラー・コーディネーター」を配置	【教育指導課】 ふれあい月間調査の実施 【学校教育支援センター】 実施 【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センターによる学校訪問の頻度を高め、密な連携を図れた。 【子ども家庭支援センター】 ヤングケアラーは、こども自身の現在と将来に様々な影響を考えられるため、こども期（18歳未満）に加え、進学や就職など、自立に向けた重要な移行期を含む18歳以上の若者（若者ケアラー）への支援も必要である。	【教育指導課】 ふれあい月間調査の実施 【学校教育支援センター】 実施 【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センターによる学校訪問の頻度を高め、密な連携を図れた。 【子ども家庭支援センター】 ヤングケアラーは、こども自身の現在と将来に様々な影響を考えられるため、こども期（18歳未満）に加え、進学や就職など、自立に向けた重要な移行期を含む18歳以上の若者（若者ケアラー）への支援も必要である。	【教育指導課】 ふれあい月間調査の実施 【学校教育支援センター】 実施 【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センターによる学校訪問の頻度を高め、密な連携を図れた。 【子ども家庭支援センター】 ヤングケアラーは、こども自身の現在と将来に様々な影響を考えられるため、こども期（18歳未満）に加え、進学や就職など、自立に向けた重要な移行期を含む18歳以上の若者（若者ケアラー）への支援も必要である。	【教育指導課】 ふれあい月間調査の実施 【学校教育支援センター】 実施 【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センターによる学校訪問の頻度を高め、密な連携を図れた。 【子ども家庭支援センター】 ヤングケアラーは、こども自身の現在と将来に様々な影響を考えられるため、こども期（18歳未満）に加え、進学や就職など、自立に向けた重要な移行期を含む18歳以上の若者（若者ケアラー）への支援も必要である。	【教育指導課】 ふれあい月間調査の実施 【学校教育支援センター】 実施 【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センターによる学校訪問の頻度を高め、密な連携を図れた。 【子ども家庭支援センター】 ヤングケアラーは、こども自身の現在と将来に様々な影響を考えられるため、こども期（18歳未満）に加え、進学や就職など、自立に向けた重要な移行期を含む18歳以上の若者（若者ケアラー）への支援も必要である。	【教育指導課】 ふれあい月間調査の実施 【学校教育支援センター】 実施 【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センターによる学校訪問の頻度を高め、密な連携を図れた。 【子ども家庭支援センター】 ヤングケアラーは、こども自身の現在と将来に様々な影響を考えられるため、こども期（18歳未満）に加え、進学や就職など、自立に向けた重要な移行期を含む18歳以上の若者（若者ケアラー）への支援も必要である。
61	43	ケ	児童生徒を教職員による性暴力から守るための第三者相談窓口の設置	教職員による児童・生徒への性暴力等の早期発見のため、第三者窓口を設置しています。窓口では、心理士が相談員として性暴力被害の相談を電話等で受け付けます。児童・生徒だけでなく、すでに卒業された方や保護者の方、教職員の相談もできます。	第三者窓口を設置することで、子どもが発するSOSに早期に気づき、適切な支援につながるような支援体制を築いていくことで、自殺予防につなげる。	第三者相談窓口の設置	第三者相談窓口の設置	A	第三者窓口を設置し、相談があつた際に迅速に学校と連携し、聞き取りや支援を行った。	第三者相談窓口の設置	第三者相談窓口の設置	第三者相談窓口の設置	第三者相談窓口の設置	

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2-2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容								
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定	
④ 児童生徒のSOSの出し方教育の実施														
62	43	ア	子どものSOS教育	自殺予防をテーマに、「SOSの出し方に関する教育の推進について」と題した東京都作成のDVDを活用した授業を行います。また、授業を実施する教員の専門性を高めるために、生活指導担当者連絡会において、教員向けゲートキーパー養成講座を実施します。	データを活用した授業の実践を通して、児童・生徒が命の尊さを再認識できるとともに、SOSを出すことの抵抗感が軽減できる。	年間1単位時間以上のSOSの出し方に関する教育の授業の実施	年間1単位時間以上のSOSの出し方に関する教育の授業の実施	A	全校が年間1単位時間以上のSOSの出し方に関する教育の授業を実施するよう周知を行った。	年間1単位時間以上のSOSの出し方に関する教育の授業の実施予定	年間1単位時間以上のSOSの出し方に関する教育の授業の実施予定	年間1単位時間以上のSOSの出し方に関する教育の授業の実施予定	年間1単位時間以上のSOSの出し方に関する教育の授業の実施予定	
63	43	イ	学校と保健相談所等の関係機関との連携	子どものSOSに気づき、早期に対応し、適切な支援につなげられるよう、学校、子どもの関係機関、保健相談所等の関係機関と連携します。	関係機関が連携し、子どもが発するSOSに気づき、適切な支援につなげる体制を築いていくことで、自殺予防につなげる。	【教育指導課】生活指導担当者連絡会において実施 【保健相談所】個別事例を通して学校や子ども家庭支援センターと連携しながら支援を行う。 【子ども家庭支援センター】子ども家庭支援センターと保健相談所が合同で支援方針を検討する「合同ケース会議」を4地区で各12回開催	【教育指導課】生活指導担当者連絡会において実施 【保健相談所】個別事例を通して学校や子ども家庭支援センターと連携しながら支援を行った。 【子ども家庭支援センター】児童福祉法改正により令和6年4月こども家庭センターを設置し、合同ケース会議を開催。練馬地域：12回 光が丘地域：12回 石神井地域：12回 大泉地域：12回	A	【教育指導課】生活指導担当者連絡会において実施した。 【保健相談所】計画通りに実施 【子ども家庭支援センター】継続実施。合同ケース会議において自殺予防の視点で協議をする。保健相談所他関係機関と連携して予防的に支援を行う。	【教育指導課】生活指導担当者連絡会において実施 【保健相談所】個別事例を通して学校や子ども家庭支援センターと連携しながら支援を行う。 【子ども家庭支援センター】実施	【教育指導課】生活指導担当者連絡会において実施 【保健相談所】個別事例を通して学校や子ども家庭支援センターと連携しながら支援を行う。 【子ども家庭支援センター】実施	【教育指導課】生活指導担当者連絡会において実施 【保健相談所】個別事例を通して学校や子ども家庭支援センターと連携しながら支援を行う。 【子ども家庭支援センター】実施	【教育指導課】生活指導担当者連絡会において実施 【保健相談所】個別事例を通して学校や子ども家庭支援センターと連携しながら支援を行う。 【子ども家庭支援センター】実施	【教育指導課】生活指導担当者連絡会において実施 【保健相談所】個別事例を通して学校や子ども家庭支援センターと連携しながら支援を行う。
64	43	ウ	児童虐待SOS	子どものSOSに早期に対応して、適切な支援につなげるため、区ホームページに「虐待通告専用フリーコール」を掲載します。	区民により身近な相談窓口を積極的に広報することで、早期の通告を促し、虐待の早期発見・対応に努める。早期に家庭内の問題に対応することで精神的な負担等のリスク軽減につなげる。	・11月の児童虐待防止推進の取組の中で相談連絡先等の情報を掲載した「しおり」を12万枚作成し小中学校の全児童・生徒や関係機関等に配布 ・区ホームページ、SNS等様々な広報媒体の活用や街头活動により、相談窓口を計画的に区民に周知	・11月の児童虐待防止推進の取組の中で相談連絡先等の情報を掲載した「しおり」を12万枚作成し小中学校の全児童・生徒や関係機関等に配布 ・11月に区内を走行するみどりバス車内において啓発ポスターの掲示とチラシを配布 ・小中学校の長期休業期間における区公式SNSを活用した集中的啓発の実施	A	継続実施	実施	実施	実施	実施	
⑤ 身近な大人への支援体制の強化														
65	43	ア	子ども家庭支援センターの総合相談および情報提供	保護者と子どもを対象に、子どもと家庭の総合相談事業を実施しています。また、子育てに関する様々な相談に応じるすぐすぐアドバイザーを4か所の地域子ども家庭支援センターに配置しています。子育てのひろば「びよびよ」、子どもの発達に不安のある保護者と子どもが利用できる「のびのびひろば」を設け、親子の交流の場を提供します。	子育て家庭が抱えるあらゆる相談を受け付け、寄り添った支援にあたっている。また、相談の内容に応じて関係機関への橋渡しを行っている。	【子ども家庭支援センター】・子どもと家庭の総合相談事業では、新たに5か所の地域子ども家庭支援センターに児童家庭相談システムを配備し、子どもと家庭の総合相談事業における児童相談体制を強化 【在宅育児支援担当課】(1)子どもと家庭の総合相談事業の実施 (2)すぐすぐアドバイザーを地域子ども家庭支援センター4か所に配置 (3)子育てのひろばを28か所で実施	【子ども家庭支援センター】・5か所の地域子ども家庭支援センターに児童家庭相談システムを配備し、子どもと家庭の総合相談事業における児童相談体制を強化 【在宅育児支援担当課】(1)子どもと家庭の総合相談事業の実施 (2)すぐすぐアドバイザーを地域子ども家庭支援センター4か所に配置 (3)子育てのひろばを28か所で実施	A	【子ども家庭支援センター】・継続実施 【在宅育児支援担当課】・継続実施	【子ども家庭支援センター】・実施 【在宅育児支援担当課】(1)実施 (2)実施 (3)子育てのひろばを29か所で実施	【子ども家庭支援センター】・実施 【在宅育児支援担当課】(1)実施 (2)実施 (3)子育てのひろばを30か所で実施	【子ども家庭支援センター】・実施 【在宅育児支援担当課】(1)実施 (2)実施 (3)子育てのひろばを31か所で実施	【子ども家庭支援センター】・実施 【在宅育児支援担当課】(1)実施 (2)実施 (3)子育てのひろばを31か所で実施	
66	43	イ	教育相談	教育相談室（4か所）で、いじめや不登校、言葉や発達の遅れ、学習の悩みなどを、心理・医療の専門相談員が相談に応じます。	教育相談室（4か所）で、子どもや保護者の相談に応じ、子供の抱えている問題の解決を図る。	実施	相談件数延べ22,243件	A	引き続き教育相談室（4か所）での相談を実施する。	実施	実施	実施		

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2-2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容								
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定	
⑥ 若年者が相談できる場の提供と周知														
67	44	エ	思春期・ひきこもり相談	思春期やひきこもりなどの心の問題を抱える人やその家族を対象に、専門医や保健師によるグループ相談や個別相談を実施します。また、若年者自身のこころの悩みの相談にも対応します。	思春期問題やひきこもりなどについて、相談に乗り、気持ちを受け止めることが、本人、家族の支援につながり、自殺の予防につながる。	グループ相談 年12回 精神科医による個別相談 年23回	実施 グループ相談 年12回 精神科医による個別相談 年21回	A	計画通りに実施	グループ相談 精神科医による個別相談	グループ相談 精神科医による個別相談	グループ相談 精神科医による個別相談	グループ相談 精神科医による個別相談	
68	44	オ	大人の発達障害の相談	発達障害に悩みを持つ人やその家族に対して、専門医や保健師による相談を実施します。	発達障害に悩みを持つ人やその家族が、専門医等の相談につながることで、適切な治療や支援を受けるきっかけとなり、自殺のリスクの軽減につながる。	精神科医による個別相談 年10回	実施 精神科医による個別相談 年10回	A	計画通りに実施	精神科医による個別相談	精神科医による個別相談	精神科医による個別相談	精神科医による個別相談	
69	45	カ	若者総合相談（東京都）等の周知	東京都若者総合相談センターは、若年者の相談を電話、メール、面接により広く受け止め、必要に応じて、専門の支援機関を紹介しています。また、警視庁少年相談室では、24時間年中無休のヤング・テレホン・コーナーを実施しています。これらの相談先についても、区ホームページ等で周知します。	自殺に追い込まれている人を適切な専門機関につなぎ、自殺リスクの軽減を図る。	実施	・ホームページ等の情報の更新 ・二次元バーコードの活用等による、情報を入手しやすい環境の整備	A	適切な支援を行うため、各種相談窓口の情報提供を引き続き実施する。	実施	実施	実施	実施	実施
⑦ 若年者への支援体制の強化														
70	46	キ	若年女性への支援の強化	困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにするために、困難女性支援に関する基本計画を策定し、支援調整機能の強化や居場所事業等を実施します。	生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻などの困難な問題を抱える若年女性が気軽に立ち寄れ、相談・支援のきっかけとなるよう、居場所事業および出張型相談会を民間団体等と協働して実施することで、自殺リスクの軽減につながる。	検討	検討	A	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画を「第6次練馬区男女共同参画計画」に包含して策定した。 ・支援調整会議の要綱を策定した。 ・居場所事業、LINE相談事業等の具体的な内容を検討した。	居場所事業・出張型相談会：1回／月 LINE相談事業：2日／週	居場所事業・出張型相談会：1回／月 LINE相談事業：2日／週	居場所事業・出張型相談会：1回／月 LINE相談事業：2日／週	居場所事業・出張型相談会：1回／月 LINE相談事業：2日／週	
⑧ 青少年の活動と交流の場の提供														
71	46	ア	青少年館	青少年を対象としたダンス教室、ミニライブなど様々な講座や催しを行うとともに、学習、趣味、スポーツなど気軽に利用できる施設の開放などをを行い、青少年が集まる場を提供しています。また、知的障害や肢体不自由のある方の生活を豊かにする青年学級を実施しています。	ダンスフェスティバル、音楽ライブ、スポーツなど様々な事業を通して、青少年の交流を促進するとともに、活動場所を提供する。また、障害者が楽しく過ごせる青年学級事業などにより孤立感を生まない居場所を提供する。	ダンスフェスティバル等事業の実施	【ダンスフェスティバル】 日時：令和6年12月21日 (土) 13時～17時 【障害者青年学級】 対象者ごとに4つの学級を開設。 ・ともしひ青年学級 学級活動11回 ・あすなろ青年学級 学級活動10回 ・日曜青年学級 学級活動11回 ・ひまわり青年学級 学級活動11回	A	【ダンスフェスティバル】 高校2団体、キッズダンスマチム4団体が参加した。 今回新たに子どもDJを導入し、ダンスコラボなどを行った。 出演者・来場者の合計は563人となり、近年では最も多くの方が来館した。 【障害者青年学級】 青年学級によつては、1日または、2部制の活動を実施した。 バスや電車を使った野外活動を行い、課題としては、学級生全体の高齢化の問題などがある。	ダンスフェスティバル等事業の実施	ダンスフェスティバル等事業の実施	ダンスフェスティバル等事業の実施	ダンスフェスティバル等事業の実施	青少年館改築工事中のため、事業は実施しない
72	46	イ	社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行の防止と更生の援助を中心とした法務省が主唱する運動です。区では、青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、毎年7月に「フェスティバル」、「つどい」などを行っています。	犯罪・非行の防止や更生保護活動について周知・啓発することによって、安全・安心な地域社会や犯罪・非行をした人を再び受け入れができる社会の実現を図り、自殺予防へつなげる。	社会を明るくする運動の周知、啓発	・フェスティバルを平成つづじ公園にて実施（来場者約350名） ・つどいを練馬文化センター小ホールで実施（来場者361名） ・練馬区役所本庁舎2階通路掲示板でバネル展の開催や、懸垂幕の掲出、安全・安心パトロールカー等の広報活動を実施	A	本事業は7月の強調月間に実施しており、暑熱対策を講じた実施方法を検討する必要がある。令和7年度のフェスティバルについては屋内会場として区役所本庁舎1階アトリウムでの開催を予定。	社会を明るくする運動の周知、啓発	社会を明るくする運動の周知、啓発	社会を明るくする運動の周知、啓発	社会を明るくする運動の周知、啓発	社会を明るくする運動の周知、啓発

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料 2-2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容												
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定					
重点施策 (2) 女性への支援																		
① 妊産婦への支援																		
73	47	ア	ねりますくすぐアプリでの情報提供	電子母子手帳アプリ「ねりますくすぐアプリ」でこころの健康づくりに関する情報等を提供します。	妊娠婦のこころの健康について考える機会とするとともに、適切な専門機関について知る機会とし、自殺予防につなげる。	相談窓口やこころの健康づくりに関する情報等、情報提供するコンテンツについて検討する	情報提供するコンテンツについて検討した。	A	妊娠婦や乳幼児の保護者向けにこころの健康コラムを作成し、情報提供することとした。	情報提供の開始	情報提供の実施	情報提供の実施	情報提供の実施					
74	47	イ	妊娠全員面談	妊娠届出時に保健師等の専門職が面談を行い、支援が必要と思われる妊娠を早期に把握し、妊娠中から継続して支援します。特に、若年妊娠や予期せぬ妊娠、病気や育児に不安がある場合などには早期に個別支援を開始しました。妊娠8か月頃の妊婦にアンケートを送付し、希望者に電話や来所などによる面談を行います。	妊娠届出時から保健師等との面談を通して、心身の不調など個別の状況を把握し、早期から支援を行うことで、安心して育児ができるようになる。	・妊娠届出時の専門職との面談により、要支援妊婦の早期把握および個別支援開始 ・妊娠8か月頃の妊婦全員にアンケートを送付のうえ、希望者と面談	・妊婦全員面談および妊娠8か月アンケートを実施。	A	引き続き、妊婦全員面談および妊娠8か月アンケートにより、妊婦の相談支援等を実施する。	・妊娠届出時の専門職との面談により、要支援妊婦の早期把握および個別支援開始 ・妊娠8か月頃の妊婦全員にアンケートを送付のうえ、希望者と面談	・妊娠届出時の専門職との面談により、要支援妊婦の早期把握および個別支援開始 ・妊娠8か月頃の妊婦全員にアンケートを送付のうえ、希望者と面談	・妊娠届出時の専門職との面談により、要支援妊婦の早期把握および個別支援開始 ・妊娠8か月頃の妊婦全員にアンケートを送付のうえ、希望者と面談	・妊娠届出時の専門職との面談により、要支援妊婦の早期把握および個別支援開始 ・妊娠8か月頃の妊婦全員にアンケートを送付のうえ、希望者と面談					
75	47	ウ	産後ケア事業	出産後の体調不良や育児に不安がある産後1年未満の母子を対象に、助産師のいる施設で母子ショートステイ(宿泊)や母子デイケア(通所)、助産師が自宅を訪問する産後ケア訪問により母子の支援を行います。	出産直後の心身の不調に助産師が寄り添うことにより家庭で安心して育児ができる。	・産後ケアを必要とする全ての産婦に対象者を拡大 ・産後ケア事業実施事業者数の拡充 ・利用者負担額を軽減 ・利用申請の電子化	・対象者を希望者全員に拡大。 ・産後ケア実施事業者数を拡充。(R5年度 7事業者 → R6年度 30事業者) ・利用者負担額を減額。 ・LoGoフォームによる電子利用申請を導入。	A	実施事業者数の拡充、電子利用申請の導入等の対応により、産後ケア事業の充実を図った。	・産後ケア事業実施事業者数の拡充 ・利用申請の省略	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施				
76	47	エ	保健相談所の母子保健事業	産後うつ病は、産後3か月以内に発症することが多いことから、生後2か月～4か月児健診前の乳児の保護者を対象に2か月児相談を行い、育児等の不安感や孤立感を軽減します。また、健診や相談等を通じてからだの変化や子育ての不安等について保健師が相談に応じ、子育て等の不安を軽減します。必要に応じて、関係機関と連携しながら支援を継続していきます。あわせて、子育て世帯が気軽に相談や問合せができるよう、オンラインやチャットボットによる案内を実施します。	妊娠中から子育て期まで、妊娠婦の心身の状況や乳幼児の健診情報等の電子化により、切れ目ない継続した支援が行えるようになります。また、発達に偏りがあるなど育てにくさを感じる子どもと保護者に寄り添い、子どもの特性に合わせた関わり方を支援することで、保護者の育児不安や子育てに係るストレスを軽減する。	2か月児相談【令和6年度新規】 乳幼児健診や相談、関係機関との連携による支援オンラインやチャットボットによる案内	・2か月児相談(新規) 実施回数 72回 参加組数 965組 保健相談所で実施する生後2か月児相談の内容が参考になったと思う保護者の割合 98.6% ・継続実施	A	・2か月児相談 参加した保護者の満足度は非常に高い。引き続き育児に関する情報提供を行うとともに、保護者同士の交流を行っていく。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施					
② 子育て期の支援																		
77	48	イ	子育て相談	区立保育園において、乳幼児の保育に関する相談を行います。相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介します。	子育ての悩みを抱えこまず専門家に相談できる仕組みがあることで早期の支援が可能となり、精神的負担の減少と自殺リスクの軽減につながっています。	・園庭開放の実施 ・各園で計画した様々な催しの地域交流の実施 ・子育ての悩みなどの受付 ・相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介	・地域交流 5,348人 ・子育て支援 3,228件	A	各園で企画している地域交流は園庭開放、ふれあい給食の他に、各種オリジナルのイベントがあり、近隣の保護者による利用が定着している。また、令和5年度から直営保育園で取組んでいた育児支援企画(パパねり)も好評である。	・園庭開放の実施 ・各園で計画した様々な催しの地域交流の実施 ・子育ての悩みなどの受付 ・相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介	・園庭開放の実施 ・各園で計画した様々な催しの地域交流の実施 ・子育ての悩みなどの受付 ・相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介	・園庭開放の実施 ・各園で計画した様々な催しの地域交流の実施 ・子育ての悩みなどの受付 ・相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介	・園庭開放の実施 ・各園で計画した様々な催しの地域交流の実施 ・子育ての悩みなどの受付 ・相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介	・園庭開放の実施 ・各園で計画した様々な催しの地域交流の実施 ・子育ての悩みなどの受付 ・相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介				
78	48	ウ	子育て中の女性向け講座	子育て中の母親を対象に、自身を見つめ、これから生き方を考えるための気付きの機会を提供する講座です。また、子育て中の母親の孤立化を防ぐため、参加者同士の交流の場を提供しています。	子育て中の母親の孤立化を軽減し、自殺予防につなげる。	・子育てママ塾ほか	育児中の交流の場や育児ストレス等に係る各種講座を通年開催した。	A	予定通り開催した。保育利用率が高いため、今後も参加しやすい環境を整えて事業を実施する。	・子育てママ塾ほか	・子育てママ塾ほか	・子育てママ塾ほか	・子育てママ塾ほか					
③ 女性への支援と居場所づくり																		
79	48	ア	男女共同参画センターでの講座等の開催	職場や家庭の中で、生きづらさや働きづらさを抱える女性に対し、自立への道程を考える機会となる講座を開催しています。また、孤立感の解消にむけ、当事者同士の交流を通じた居場所づくりを支援しています。	ひきこもり経験のある講師の講義等により、自立への道程を考えることや、当事者同士が交流することで、孤立感を解消し、自殺念慮に陥らないようになります。	・引きこもりがちな女性のための「私のこれからライフ」 ・引きこもりがちな若年女性対象講座開催2回	引きこもりがちな女性対象講座開催6回	A	予定通り実施した。孤立感が解消され、自殺念慮に陥らないよう居場所づくりを支援する。	・引きこもりがちな女性のための「私のこれからライフ」 ・引きこもりがちな女性のための「私のこれからライフ」	・引きこもりがちな女性のための「私のこれからライフ」 ・引きこもりがちな女性のための「私のこれからライフ」	・引きこもりがちな女性のための「私のこれからライフ」 ・引きこもりがちな女性のための「私のこれからライフ」	・引きこもりがちな女性のための「私のこれからライフ」 ・引きこもりがちな女性のための「私のこれからライフ」					

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2－2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容							
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定
④ 男女共同参画センター相談事業													
80	49	ア	一般相談（総合相談）	家族の問題、職場や学校などの人間関係、性的マイノリティに関すること等、様々な悩みや困っていることについて、相談者の状況に応じて必要な助言、支援先の案内を行っています。	家族の問題、人間関係などで抱えている問題や悩みについて、必要な助言や支援先の案内などを行い、自殺リスクの軽減につなげる。	毎日	・総合相談の実施（毎日） ・性的マイノリティに関する相談の実施（1回／月）	A	来所相談を休止することなく通常通り実施した。	毎日	毎日	毎日	毎日
81	49	イ	専門相談（心の相談）	相談者の心の悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していくよう、必要な助言その他の適切な援助を行っています。	孤独、挫折、不安などの精神的な悩みが自殺念慮にならないように、必要な助言を行う。	6日／週	実施（6日／週）	A	来所相談を休止することなく通常通り実施した。	6日／週	6日／週	6日／週	6日／週
82	49	ウ	専門相談（DV専門相談）	配偶者等の暴力に対する悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していくよう、必要な助言その他の適切な援助を行っています。	配偶者等からの暴力により、被害者が心身に不調をきたすことも多いため、必要な助言や支援先の案内を行うことで自殺リスクの軽減につなげる。	3日／週	実施（3日／週）	A	来所相談を休止することなく通常通り実施した。	3日／週	3日／週	3日／週	3日／週

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2-2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容							
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定
⑤ 人権・男女共同参画周知啓発事業													
83	49	A	家庭生活における男女協働の推進	家事や育児、介護などを女性が担うことが多くなっています。そこで、家事等が女性の負担となることを防ぐため「お父さんの子育て講座」や家事シェアーフレットの配布など男性への啓発を行っています。	家事や育児が女性の負担となり、孤立化や自殺に至らないよう、家事育児を家族で取り組む啓発を進めます。	・父子の家事参加事業 ・男性向け意識改革講座	・父子で参加する調理講座を実施 ・男性を対象とした啓発講座を実施	A	予定通り実施した。	・父子の家事参加事業 ・男性向け意識改革講座	・父子の家事参加事業 ・男性向け意識改革講座	・父子の家事参加事業 ・男性向け意識改革講座	・父子の家事参加事業 ・男性向け意識改革講座
84	49	I	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事、子育て、介護、自己研鑽、地域活動など、自分が希望するバランスで生活ができる「ワーク・ライフ・バランス」推進のため、事業者向けセミナーや啓発紙の配布、中小企業サポートガイドブックへのコラム掲載などを行っています。	仕事、子育て、介護の負担が重くならないようワーク・ライフ・バランスを推進し、自殺のリスクを軽減する。	・ワーク・ライフ・バランスセミナー ・情報紙MOVE（事業所向け特集号）の配布	・ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催 ・情報紙MOVE（事業所向け特集号）の配布	A	予定通り実施した。 パネル展等の開催に併せて情報紙MOVEを配布した。	・ワーク・ライフ・バランスセミナー ・情報紙MOVE（事業所向け特集号）の配布	・ワーク・ライフ・バランスセミナー ・情報紙MOVE（事業所向け特集号）の配布	・ワーク・ライフ・バランスセミナー ・情報紙MOVE（事業所向け特集号）の配布	・ワーク・ライフ・バランスセミナー ・情報紙MOVE（事業所向け特集号）の配布
85	49	ウ	女性の就労、再就職、能力開発の支援	就職に向けたパソコン講座やハローワークとの共催セミナー、起業家セミナーなど様々な講座を実施しています。また、国や東京都、区の情報をまとめた「女性のお仕事お役立ちBOOK」を配布しています。	働きたい女性の就労を支援し、モチベーションや経済力の向上を図り、自殺リスクの軽減につなげます。	・女性の就労支援に向けた各種講座	・東京都共催講座4回 ・東京都共催セミナー1回 ・東京しごと財団共催セミナー2回	A	予定通り各種講座を実施した。会場では各種啓発資料を配布し、情報を提供した。	・女性の就労支援に向けた各種講座 ・女性のためのデジタルスキル習得講座	・女性の就労支援に向けた各種講座 ・女性のためのデジタルスキル習得講座	・女性の就労支援に向けた各種講座 ・女性のためのデジタルスキル習得講座	・女性の就労支援に向けた各種講座 ・女性のためのデジタルスキル習得講座
86	49	エ	男女平等や女性活躍の推進	男女平等や女性活躍に関する情報を掲載した「女性手帳」を毎年作成し、配布しています。また、「男女共同参画の集い・ねりまフォーラム」や「男女共同参画センターえーるフェスティバル」などの啓発事業を毎年実施しています。	男女平等や女性活躍を推進し、男女の不平等に起因する悩みや自殺リスクの軽減に努める。	・ねりまフォーラム ・えーるフェスティバル ・女性手帳 ・情報紙MOVE	・ねりまフォーラム開催1日 ・えーるフェスティバル開催2日 ・女性手帳発行 ・情報紙MOVE発行(年2回)	A	各事業を予定通り実施した。	・ねりまフォーラム ・えーるフェスティバル ・女性手帳リニューアル ・情報紙MOVE	・ねりまフォーラム ・えーるフェスティバル ・女性手帳(改訂版) ・情報紙MOVE	・ねりまフォーラム ・えーるフェスティバル ・女性手帳(改訂版) ・情報紙MOVE	・ねりまフォーラム ・えーるフェスティバル ・女性手帳(改訂版) ・情報紙MOVE
重点施策 (3) 働き盛りの男性への支援													
① 働き盛りの男性への支援体制の強化													
※再掲事業のみのため省略													
② 子育て期の支援													
※再掲事業のみのため省略													
③ 男女共同参画センター相談事業													
87	52	A	男性のための相談	家庭のことや仕事についてのことなど男性が抱える様々な悩みについて、専用の相談窓口を設置し、相談者の状況に応じて必要な助言、支援先の案内を行っています。	男性が抱える様々な悩みの解消に努めることで、自殺予防につなげる。	1回／月	実施（1回／月）	A	相談を休止することなく通常通り実施した。	1回／月	1回／月	1回／月	1回／月
④ 人権・男女共同参画周知啓発事業													
※再掲事業のみのため省略													
重点施策 (4) 高齢者への支援													
① 包括的な相談支援体制の確立													
88	54	A	地域包括支援センターによる相談支援	健康づくり・介護予防の支援、自宅で医療と介護を受ける在宅療養や認知症の相談、区の高齢者サービスや介護保険の要介護認定申請の受付などを行い、地域の高齢者の総合的な相談窓口として、高齢者や家族の様々な悩みを受け止め、介護事業者や関係機関等と連携して支援します。高齢者をよりきめ細やかに支えるため、令和6年度から、日常生活圏域を4地区から地域包括支援センターに合わせて27地区とします。支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ生活支援コーディネーターを、各地域包括支援センターに1名ずつ配置し体制を強化します。今後も、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を、より身近で利用しやすい窓口で支援できるよう、高齢者人口の将来推計や地域の人口のバランスを考慮しながら、センターの増設、区立施設等への移転、担当地域の見直し等を進めます。	高齢者や家族等の相談に応じ、適切なサービスや関係機関または各種制度につなげて支援を行うことにより、高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことを支援し、自殺リスクの軽減を図ります。	・増設に関する検討 ・1か所移転（大泉学園） ・3か所移転準備（大泉・閑町・練馬ゆめの木） ・担当地域見直し（石神井地区）	・増設に関する検討 ・4か所移転（大泉学園・大泉・閑町・練馬ゆめの木） ・担当地域見直し（石神井地区）	A	・団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度に向けて、引き続き増設箇所の検討を行う必要がある。 ・区立施設内に移転するセンターは、他併設施設との連携が不可欠。 ・センターの名称や担当地域が変更となる場合は、地域住民はじめ関係者への丁寧な情報提供が必要。 ・担当地域の見直しに伴い、担当する高齢者人口にも増減が生じる。各センターが変更後の高齢者人口に応じた人員配置を行う必要がある。	・増設場所の決定 ・1か所移転準備（第2育秀苑）	・1か所移転（第2育秀苑）	・1か所移転準備（石神井）	・1か所移転（石神井）
89	54	I	介護事業所と連携した相談窓口の設置	認知症高齢者グループホーム等において、認知症に精通した職員が、自宅に近い環境の中で認知症の方やその家族の相談を継続的に受けられるよう、介護事業者と連携し相談窓口を設置します。	認知症本人や家族の相談に継続的に応じ、傾聴や助言を行うことで不安や悩みの解消に務め、自殺リスクの軽減を図る。	相談窓口2か所開設	相談窓口2か所開設 相談件数 19件	A	相談の利用促進を図る	実施	実施	実施	実施
90	55	ウ	民生委員による相談支援	民生委員は、困りごとの相談やひとり暮らし高齢者等の見守り訪問など、地域の高齢者の支援を行っています。ゲートキーパー養成講座を受講して、自殺リスクのある方への対応の仕方を学び、地域で困難を抱えている人を適切な相談機関につなげます。	見守り訪問などの日々の活動の中で自殺リスクの高い人を早期に発見とともに、ゲートキーパー養成講座で学んだ対応の仕方を実践し、自ら相談に行くことが難しい人などを相談機関へ繋ぐことで、自殺リスクの軽減につなげる。	区民の実態を把握するため、民生委員による電話・訪問等による見守りを継続実施している。	民生委員による電話・訪問等による見守りを継続実施した。	A	新任委員に対するゲートキーパー養成講座の受講促進が必要。	実施	実施	実施	実施

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2-2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容								
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定	
②ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援														
91	55	ア	ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業	ひとり暮らし高齢者等を対象に、地域包括支援センターに配置した訪問支援員および区民ボランティアが訪問し、個々の状況に応じた支援につなげ、孤立を防止するとともに、地域で見守る体制を整えます。	ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することを防ぐとともに、個々の状況に応じた支援につなげ、孤立を防止するとともに、地域で見守る体制を整えます。	実施	・実施 地域包括支援センター27か所見守り実人数 15,231	A	引き続き地域の高齢者の孤立を防ぐために、訪問を継続するとともに、個々の状況に応じた支援につなげていく。	実施	実施	実施	実施	
92	55	イ	認知症の理解・普及	認知症についての知識を広め、「認知症サポーター」を養成するなど、認知症の方や家族を支援する地域づくりを推進します。また、認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするために、練馬区医師会と連携して、区内医療機関でのもの忘れ検査を実施します。70歳および75歳の高齢者に加えて、70歳以上の希望者にも対象者を拡大し、検査結果に応じて地域包括支援センターが適切な支援につなぎます。	区民の認知症への理解を促進することで、認知症の方本人や介護家族の気持ちの変化に早期に気づき、地域包括支援センター等の適切な支援つなげ、自殺リスクの軽減を図る。	・認知症サポーター養成講座を区民向けに4回開催 ・もの忘れ検査を引き続き実施	区主催区民向け認知症サポーター養成講座集合形式3回 オンライン1回 ・もの忘れ検査受診者数 693人	A	さらなる認知症サポーターの活用が必要である	実施	実施	実施	実施	
93	55	ウ	介護なんでも電話相談事業	相談技法を学んだ介護経験者が、介護家族等の介護の不安や悩みなどの相談に応じ、精神的な負担の軽減を図るほか、必要な支援などを案内します。	家族介護者等の悩みや不安について傾聴し助言を行い、気分の落ち込みや精神的負担の解消を図り、必要に応じて適切なサービスや機関につなげることで、自殺リスクの軽減を図る。	実施	開設日 1回／週	A	電話相談の利用促進を図る	実施	実施	実施	実施	
94	55	エ	介護学べるサロン	介護をしている家族等を対象に、気軽に足を運べる地域の介護施設などで気分転換や健康に役立つミニ講座を実施し、家族等の負担軽減を図ります。	適切な介護方法や介護家族自身の健康増進について学ぶことにより、精神的負担の解消を図り、自殺リスクの軽減を図る。	実施	デイサービス、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等を運営する法人に委託して実施	A	安定した開催数を確保し、参加の機会を拡大する	実施	実施	実施	実施	
95	55	オ	高齢者在宅生活あんしん事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方のうち、慢性疾患の方や要介護・要支援・総合事業対象者の方に、見守りと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する、「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施します。令和6年度から高齢者の熱中症対策の一つとして、室温・湿度が基準を超えると高齢者本人へ音声により注意喚起する機能を備えた新たな緊急通報システムを導入します。また、温湿度センサーやドアの開閉センサー等を備え、離れて暮らす家族がスマートフォン等により高齢者を見守ることができるICT機器の導入費用助成を開始します。	見守り訪問や見守り電話では、高齢者の悩みや不安について傾聴し、気分の落ち込みや抑鬱状態を早期に発見するとともに、適切な支援につなげることで、自殺リスクの軽減を図る。	実施	・高齢者在宅生活あんしん事業登録者数2,366人(令和7年3月末時点)	A	・高齢者本人への注意喚起や離れて暮らす家族の不安の解消など、熱中症対策の充実が求められている。 ・見守りICTの利用促進のため、選択機器の拡大が必要	実施	実施	実施	実施	
③高齢者の社会参加の促進														
96	56	ウ	シルバー人材センター	高齢者の経験・技能にふさわしい仕事を紹介し、社会参加を促進します。	地域で短時間の就業と、班活動で仲間づくりや地域貢献に取り組み、自殺対策の軽減につなげる。	入会説明会 年間15回以上実施	入会説明会を年間15回以上実施した。	A	入会説明会54回実施（うち4回は出張入会説明会）。ホームページからの入会説明会予約者が一定数見られるようになった。 入会説明会への参加の機会を逃した入会希望者のために、WEB入会システムを検討する。	実施	実施	実施	実施	
97	56	エ	シニアセカンドキャリア応援プロジェクト	高齢者に就職やボランティア、地域活動などを紹介し、高齢者の希望に沿った社会参加に繋げることで、自殺リスクの軽減につなげる。「シニアセカンドキャリア応援事業」を実施し、元気高齢者の活躍を応援します。	地域での就業やボランティア活動など、本人の希望に沿った社会参加に繋げることで、自殺リスクの軽減につなげる。	各種セミナー、説明会、職場体験 隨時実施	講座実施 6回 受講者数 延149人	A	セミナー後の個別相談の実施など、受講者に寄り添った支援を行い就業へつなげた。一方で、就業前の職場体験の機会を設けているが、利用者が少なかった。	実施	実施	実施	実施	
98	56	オ	スマホアプリを活用した社会参加の支援およびデジタル格差解消を目指した取組	フレイル予防スマホアプリ「フィット＆ゴー」により、一人ひとりの興味関心に合ったイベントや介護予防事業の情報を発信し、社会参加や健康づくりの後押しし、孤独になりがちな高齢者の外出・交流のきっかけとします。また、高齢者のデジタル格差の早期解消を目指し、スマート教室を短期集中的に実施するとともに、はづらつセンターにスマホ相談窓口を設置し、スマホの基本操作を気軽に相談できるようにします。	自身の興味関心に沿って、地域での健康や趣味などの活動に関する情報がスマホに個別に配信され、関心ある取り組み、自殺リスクの軽減につなげる。	・分析用ダッシュボード機能追加 ・興味関心・社会参加AIレコマンドの実装 ・利用促進キャンペーンの実施 ・スマホ相談窓口	(登録者数3,088人) (利用促進キャンペーン参加者数396人)	A	引き続き、高齢者のライフスタイルに合わせ自らが健康づくりやフレイル予防に取り組めるよう、アプリの周知を目指し、行動変容や社会参加の促進を支援をしていく。	・分析用ダッシュボード拡張 ・体力測定データ入力機能追加 ・利用促進キャンペーンの実施 ・スマホ相談窓口継続	実施	実施	実施	実施
④高齢者の健康増進支援														
99	57	ア	高齢者みんな健康プロジェクト	区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、区内に配置する保健師等医療専門職の高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターが連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」を実施します。保健師等の専門職を増員し、糖尿病重症化予防の支援対象者や健診・医療が未受診で介護などの支援を受けていない方などの個別支援を強化します。また、練馬区薬剤師会との連携により、「多剤服薬」等の方を対象に、服薬指導・健康相談を個別訪問や薬局窓口等で実施します。	保健師等の医療専門職が、心の健康度が低い、外出頻度や他者との交流が少ないなどフレイルリスクの高い高齢者を把握し、地域で講習会や個別支援を行う。また、必要に応じて地域包括支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係機関と連携し、適切な医療、健診、介護予防事業、介護サービスにつなぎ、自殺リスクの軽減を図る。	実施	ハイリスクアプローチ 訪問支援 実数295人 延べ件数534件 ポピュレーションアプローチ（講座） 実施回数 220回 参加数 2,887人	A	困りごと等のある対象者に対し、地域包括支援センターなど適切な相談機関につなぐなどしている。	実施	実施	実施	実施	

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2-2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容												
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定					
重点施策(5) 生活困窮者、無職者・失業者への支援																		
① 支援につながっていない方を必要な支援につなぐための連携																		
100	58	イ	関係者による連携の強化	自ら相談に行くことが難しい方や相談・支援につながりにくい方に対して、民生・児童委員や町会・自治会、各種地域団体などの支援者と関係機関の連携の強化を図り、問題が深刻化・複雑化する前に早期に発見して支援につなげます。	自殺者の原因・動機は、健康問題について「経済・生活問題」が多くなっています。関係機関と支援体制の情報共有を図り、自殺リスクの高い人の早期発見に努め、必要な支援につなげます。	・手引きの作成および区民対応部署への配布 ・相談につながっていない区民への積極的な対応を関係機関に依頼 ・民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へつなぐ ・他機関連携を行いながらアウトリーチ等支援を実施する。	【福祉部管理課】 【保健相談所】 【計画通りに実施】	A	【福祉部管理課】 支援者と関係機関の連携が引き続き必要。 【保健相談所】 他機関連携を行いながらアウトリーチ等支援を行った。	・手引きの作成および区民対応部署への配布 ・相談につながっていない区民への積極的な対応を関係機関に依頼 ・民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へつなぐ ・他機関連携を行いながらアウトリーチ等支援を実施する。	・手引きの作成および区民対応部署への配布 ・相談につながっていない区民への積極的な対応を関係機関に依頼 ・民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へつなぐ ・他機関連携を行いながらアウトリーチ等支援を実施する。	・手引きの作成および区民対応部署への配布 ・相談につながっていない区民への積極的な対応を関係機関に依頼 ・民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へつなぐ ・他機関連携を行いながらアウトリーチ等支援を実施する。	・手引きの作成および区民対応部署への配布 ・相談につながっていない区民への積極的な対応を関係機関に依頼 ・民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へつなぐ ・他機関連携を行いながらアウトリーチ等支援を実施する。	・手引きの作成および区民対応部署への配布 ・相談につながっていない区民への積極的な対応を関係機関に依頼 ・民生・児童委員は、随時相談に応じ、担当窓口へつなぐ ・他機関連携を行いながらアウトリーチ等支援を実施する。				
101	58	ウ	生活相談	生活に困窮している方やひとり親世帯、女性、高齢者、障害者の方などの生活上の問題について相談に応じ、生活保護制度の対象となる方は保護を実施します。また、個々の状況に応じて支援を行い、関係機関につなげます。	様々な課題を抱える相談者の生活上の問題について相談に応じ、生活保護の実施を含む、個々の状況に応じた支援を行い、関係機関につなげることで、自殺リスクの軽減につなげます。	実施	開庁日全日在における面接相談の実施 29,833件／年	A	特になし	実施	実施	実施	実施					
102	58	エ	ひとり親家庭総合相談	ひとり親家庭における生活、就労、子育てなどの生活全般にかかる課題を解決するため、専門相談員による相談を行います。総合相談窓口においては、ひとり親家庭の様々な相談に対応し、関係機関への適切な支援につなげます。また、未就学の子どもを抱えるひとり親家庭など、来所が難しい家庭には、希望により専門相談員が出張相談やオンライン相談にも対応します。	相談時において、自殺のリスクとなる課題の早期発見と支援へつなぐ。	実施	ひとり親家庭総合相談の実施 (通常) ・総合相談 延8,111件 ・法律相談 131件 ・出張相談 3件 ・家計相談 59件	A	オンライン相談により、利用者の利便性は高まり広範な面では一定程度効果があった。一方で、自殺対策で有効な手段であるアウトリーチ要素を含む出張相談の減少が課題。	実施	実施	実施	実施					
103	59	オ	ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実	令和4年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、家賃負担を軽減するため、低廉な家賃の住居への転居を希望する世帯に対し、引っ越し費用や敷金・礼金など転居に要する費用を助成します。子育てや家事などの支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスを充実します。早期に区のひとり親支援策につなぐため、離婚前後の親を対象とした支援講座を実施します。養育費確保に向けた更なる支援として、ADR（裁判外紛争解決手続）利用支援事業を充実します。	事業実施時において、自殺のリスクとなる課題の早期発見と支援へつなぐ。	充実	・転宅支援給付金支給 20件 ・ホームヘルプサービス 家事支援の内容を充実するとともに事業者へのサービス報酬単価を増額 ・離婚前後親支援講座 受講者 54人 ・ADR（裁判外紛争解決手続） 支給上限額を増額するとともに紛争解決に至らない場合も助成を開始	A	ADR（裁判外紛争解決手続）の周知方法の検討が必要。	実施	実施	実施	実施					
104	59	カ	納税相談・保険料納付相談等	生活困窮等の事情により、納付が困難という相談を受けた際に、必要に応じて生活サポートセンターでの支援など、担当部署と連携して対応します。また、定期的に生活サポートセンター、生活福祉課との打ち合わせを行い、効果的な困窮者支援について協議し、関係機関との連携を深めます。	滞納者は経済的に困窮していることも多いため、相談を通じて生活支援につなげることで、自殺リスクの軽減を図る。	納付相談の内容に応じて随時実施。	生活サポートセンター等と連携し、実施	A	今後とも関係部署と連絡会議等で情報交換しながら実施する。	納付相談の内容に応じて随時実施。	納付相談の内容に応じて随時実施。	納付相談の内容に応じて随時実施。	納付相談の内容に応じて随時実施。					
105	59	キ	多重債務相談	消費生活センターでは、多重債務者の相談に応じて解決方法を提示し、専門的な解決方法が必要な場合は、弁護士会や司法書士会による相談センターなどへのつなぎを行ふとともに、生活状況に応じて関係機関につなげます。	多重債務を解決するとともに、関係機関と連携することにより生活困窮者の救済を図る。	東京都の実施時期と合わせ 多重債務者に対する無料特別相談「多重債務110番」を年2回実施し、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携していく。	多重債務者への相談業務の実施、および法律相談センター、福祉事務所等の関係機関との連携	A	無料特別相談「多重債務110番」を年2回実施し、多重債務者への相談業務を行い、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携した。	東京都の実施時期と合わせ 多重債務者に対する無料特別相談「多重債務110番」を実施し、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携していく。	東京都の実施時期と合わせ 多重債務者に対する無料特別相談「多重債務110番」を実施し、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携していく。	東京都の実施時期と合わせ 多重債務者に対する無料特別相談「多重債務110番」を実施し、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携していく。	東京都の実施時期と合わせ 多重債務者に対する無料特別相談「多重債務110番」を実施し、法律相談センターおよび福祉事務所等の関係機関と連携していく。					
106	59	ク	生活困窮者自立相談支援（生活サポートセンター）	府内各部署において生活困窮者を把握した場合には、生活サポートセンターにつなぎます。生活サポートセンターでは、生活に困窮する方の相談に応じ、相談者が必要とする情報の提供や関係機関の紹介、支援プランの作成等により、相談者が抱える課題の解決に向けた支援を実施します。オンラインでの相談にも対応します。	府内各部署で把握した生活困窮者を早期に生活サポートセンターにつなぎことで、相談者に包括的・継続的な支援を行い、自殺リスクの軽減につなげる。	実施	実施 新規相談者数 2,125名 延べ相談件数27,802件	A	病気や健康、人間関係の悩みなど複合的な課題を抱える世帯に対し、保健相談所やあすはステーションの居場所など各関係機関と連携した支援を実施した。	実施	実施	実施	実施					
107	60	コ	福祉資金の貸付	災害や病気等で緊急に費用が必要となった方を対象とする「応急小口資金」や、高齢者や障害者で入院中の医療費の支払が困難な方を対象とする「入院資金」、ひとり親家庭の生活安定のための「東京都母子および父子福祉資金」、女性の経済の安定のための「練馬区女性福祉資金」の貸付けを行い、生活困窮者を支援します。また、貸付け相談を通して、関係機関を案内します。	高齢者や障害者で入院中の医療費の支払いが困難な方や、ひとり親家庭や女性などが経済的に自立するための資金の貸付けを行い、関係機関を案内することにより自殺の抑止につなげる。	実施	・開庁日全日在 総合福祉事務所4所で126件／年	A	各種給付金が支給されたことや、給付型奨学金制度が充実したため貸付件数 자체は減少している。コロナ関係の貸付けが終わり、物価高騰等の影響により当該貸付も含めた生活相談は増加すると思われる。今後も相談内容に応じ関係各機関への案内をする予定である。	実施	実施	実施	実施					

練馬区自殺対策計画〔第2次〕の取組事業の進捗状況詳細

資料2-2

通 No.	冊子 ペー ジ	施策 No.	事業名	取組内容	自殺対策の視点で目指す効果	年度別実施内容							
						令和6年度予定	令和6年度実績	評価	取組内容に対する 進捗状況、課題等	令和7年度予定	令和8年度予定	令和9年度予定	令和10年度予定
② 「生きることの包括的な支援」の強化													
108	60	ア	生活困窮者自立相談支援事業等	生活サポートセンターでは、生活困窮者自立相談支援事業のほか、生活に困窮する方の状況に応じて、住まいの確保や就労支援、生活支援など、課題の解決に向けた支援を実施します。	生活に困窮する方の状況に応じて個別の支援プランを作成し、関係機関と連携しながら複合的な課題に包括的に対応することで、生きることの阻害要因を減らす。	実施	実施 新規相談者数 2,125名 延べ相談件数27,802件	A	病気や健康、人間関係の悩みなど複合的な課題を抱える世帯に対し、保健相談所やあすはステーションの居場所など各関係機関と連携した支援を実施した。	実施	実施	実施	実施
109	60	イ	生活困窮者就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、生活習慣の形成やビジネスマナーの習得等の訓練を実施します。事業の利用相談は、生活サポートセンターが行います。	長期不就労などで働き始めることに不安を抱える相談者が就労自立を目指せるよう個別の相談や様々なプログラムを通して自信の回復を促す。	実施	実施 利用者25名	A	計画通りに実施	充実（区西部地域に増設）	実施	実施	実施
110	60	ウ	生活困窮者一時生活支援事業	総合福祉事務所では、一定の住居を持たない収入・資産が一定基準未満の方に対し、最長6か月間、自立支援センターにおいて衣食住の提供と就労支援等を実施します。	衣食住の提供、生活相談、健康回復等包括的な支援を行うことで、生きることの阻害要因を減らす。	実施	実施	A	計画通りに実施	実施	実施	実施	実施
③ 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動制の向上													
111	61	ア	生活サポートセンターと保健相談所等の連携	生活サポートセンターや保健相談所等で相談を受けた経済的困窮や仕事、生活上の困りごとなどは、自殺のリスクにつながる重要な項目である。生活サポートセンターと保健相談所等の連携を図ることで、早期の相談につながり、自殺リスクの高い人の支援強化と、自殺リスクの軽減につながる。	経済困窮や仕事、生活上の困りごとなどは、自殺のリスクにつながる重要な項目である。生活サポートセンターと保健相談所等の連携を図ることで、早期の相談につながり、自殺リスクの高い人の支援強化と、自殺リスクの軽減につながる。	それぞれの専門性を生かしながら連携して支援を行う。	お互いの機関の役割の確認と連携を深めるための会議等を実施	A	計画通りに実施	それぞれの専門性を生かしながら連携して支援を行う。	それぞれの専門性を生かしながら連携して支援を行う。	それぞれの専門性を生かしながら連携して支援を行う。	それぞれの専門性を生かしながら連携して支援を行う。
重点施策 (6) 自殺未遂者への支援													
① 自殺未遂者の支援体制の構築と拡充													
112	63	ア	医療機関と連携した自殺未遂者支援事業	医療機関と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援します。三次救急医療機関である順天堂練馬病院との連携から開始します。	自殺未遂者の再企図を防ぐため、自殺未遂者に寄り添った支援を行い自殺のリスク要因を解決・軽減を図る。	順天堂練馬病院と連携し、支援を実施 事例検討会を実施	60名/年 保健相談所および関係機関等で事例検討会を2回実施した。	A	アウトリーチ支援事業として実施した。支援中に自殺に至る方がいるため、地域精神保健相談員や保健師のメンタルヘルスにも配慮が必要。引き続き順天堂練馬病院と連携するとともに、支援対象者の拡充を目指すため連携病院を追加することを検討する。 支援者の自己研鑽になるよう、引き続き事例検討会を実施する。	順天堂練馬病院と連携し、支援を実施 事例検討会を実施	順天堂練馬病院と連携し、支援を実施 事例検討会を実施	順天堂練馬病院と連携し、支援を実施 事例検討会を実施	順天堂練馬病院と連携し、支援を実施 事例検討会を実施
113	63	イ	死にたい気持ちのある方への相談支援	死にたい気持ちのある方の相談に保健師が対応します。相談者の話を傾聴し、原因がこころの問題であれば、必要に応じて精神科医による相談に繋ぎながら継続的に支援します。	様々な要因により生きづらさを抱えている方の孤立を防ぎ、適切な支援につなげることで自殺予防を図る。	随時相談	保健師により相談や支援を実施。必要に応じ、精神科医による相談に繋げた。	A	計画通りに実施	随時相談	随時相談	随時相談	随時相談
114	63	ウ	支援機関の専門職員に対する研修会の実施	保健、福祉、子育て、介護等に関する支援機関の専門職員に対して、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等についての事例検討会を実施し、支援力の向上と連携強化を図ります。	自殺リスクのある区民に対して関わることの多い職員を対象に、その支援や対応スキル向上させる研修を実施することで自殺予防につなげる。	研修 1回 事例検討会 1回 年2回	保健師や関係機関職員を対象とした事例検討や研修会を実施する。	A	研修や事例検討会を実施し、相談者の理解を深めることができた。	保健師や関係機関職員を対象とした事例検討や研修会を実施する。	保健師や関係機関職員を対象とした事例検討や研修会を実施する。	保健師や関係機関職員を対象とした事例検討や研修会を実施する。	保健師や関係機関職員を対象とした事例検討や研修会を実施する。
115	63	エ	こころといのちのサポートネット（東京都）と保健相談所の連携強化	こころといのちのサポートネット（東京都）は、救急医療機関等に搬送された自殺未遂者等を精神科医療や地域の支援につなぐ相談調整窓口を設置するなど、自殺未遂者の支援体制を構築しています。こころといのちのサポートネットと保健相談所の連絡会などを開催して連携を強化し、自殺未遂者を支援します。	こころといのちのサポートネット（東京都）との連携強化を図ることにより、未遂者支援に対応するための保健相談所職員のスキル向上と、自殺未遂者に対する支援の強化につなげる。	個別ケースの支援を通して情報交換連携を図る。	個別ケースの支援を通して情報交換連携を図った。	A	計画通りに実施	個別ケースの支援を通して情報交換連携を図る。	個別ケースの支援を通して情報交換連携を図る。	個別ケースの支援を通して情報交換連携を図る。	個別ケースの支援を通して情報交換連携を図る。